

平成19年（2007年）紀北町9月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成19年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年9月21日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

22番 世古勝彦 1番 東 篤布（2番 中村健之）

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

それではまず、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

( 議 事 日 程 朗 読 )

議長

これより日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

22番 世古勝彦君

1番 東 篤布君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

議長

次に日程第 2 委員長報告を行います。

各常任委員会に付託され、審査を行ったものであります。

それでは、各常任委員長より審査の経過と結果について、その報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東澄代君。

#### 総務財政常任委員長 東澄代議員

おはようございます。

去る9月13日、3階委員会室において、午前9時30分から平成19年9月議会の定例会におきまして、総務財政常任委員会に付託されました議案2件について、委員8名のうち1名欠席でした。各関係担当課の出席を得まして審査を行いました結果の報告をいたします。

議案第64号 政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

「総務課関係」ですが、議案の3ページから6ページです。

質疑がありましたのは、町長の資産等の公開は新聞発表等で公式に行っているのですかとの質疑に対し、報告書は毎年度4月に作成され提出されておりますが、公式には発表は行っておりませんという答弁でした。

討論なく、採決により、全員賛成。よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

次に、議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

「議会事務局」関係の予算書歳出17ページですが、補正額 40万 4,000円の減の説明をしてくださいとの質疑があり、4月の人事異動によるものと費用弁償について減額しています。また管外視察に伴う費用の調整を行っていますとの答弁です。

続いて視察費用は差っ引きされているのですか。12月で補正は出てこないのですかとの質疑に対し、当初視察に関する費用としては8万 2,000円で49万 1,000円を増額し、129万 3,000円の措置をしました。その範囲内で実施することになるため、追加になることはありませんという答弁でした。

続きまして「総務課」関係ですが、予算書の18ページの人件費に絡み、主な質疑がありましたのは、海山区在住の職員が燈籠祭等の大イベントがあるマンドロに配置されたことにより、何か不都合があったのではないかとおもわれますが、職員に対する適切な指導がされていたかどうか、その点いかがですかの質疑があり、それにつきましては、職員の配置の際に産業振興課と総合支所の産業建設室に十分指導するよう指示いたしましたので、指導はされているものと思っております。男性職員でございますので、今後燈籠祭の燈籠の製作等において役立つものと考えておりますとの答弁です。

次に、今回採用された臨時職員の任期は何年ですか。また臨時職員の採用は必要であった理由を聞かせてくださいとの質疑があり、公募した臨時職員は職員でございますので、5年です。臨時職員につきましては、特に紀伊長島総合支所に短期採用の臨時職員が多数いましたことから今回整理し、どうしてもここは必要だというところを検討した結果でありますとの答弁です。

続いての質疑ですが、今回臨時職員の中には優秀な方もたくさんおられますが、極論すれば町民から見れば役場の職員は臨時も正規職員も同じなんです。臨時職員においても5年の間に庁舎内研修でも構わないので、サービス業的な感覚や配慮を身に付け、正職員に負けないような職員に育つように職員研修を徹底されたい。臨時職員から正職員になりたいと希望する職員も出てくると思うし、職員の意識改革にもつながるので、しっかりやっていただけるかどうかの質疑に対し、おっしゃるとおりだと思います。今回の採用試験をみましても非常に優秀な方ばかりでした。配置にあたりまして自信を持って配置したところですよ。5年間という期間であっても正職員の事務補助という立場で勤務していただいております、待遇とか公務員としてのあり方、考え方等を含めまして、研修は必要だと思っています。早期検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

続きまして「財政課」関係ですが、主な質疑がありましたのは、歳入13ページです。財産収入建物貸付収入の5万1,000円の補正ですが、補正で出てくるということは、新たにどこかへ貸し付けたということですかの質疑があり、これは紀伊長島総合支所の3階に東紀州農業共済事務組合があり、それへ貸し付けているものであります。その電気料や水道料金に相当するものでございます。16ページの雑入をご覧ください。東紀州農業共済組合電気使用料の減というのがありまして、これと振り替えたものでありますとの答弁です。

次に、一般的に建物貸付収入というのと雑入で電気代が入るとなぜ振り替えたのですかとの質疑に対し、電気使用料よりも建物貸付収入のほうが適当であると考えました。建物を貸し付けしているので電気料は積算しにくいですし、建物貸付収入のほうが適正であると考えておりますという答弁です。

次に、14ページの物品売払収入の内訳の説明についての質疑があり、この公有自動車売払収入の増は、普通自動車のバン2台ですが6万6,255円と、6万5,205円、マイクロバス1台を107万1,000円で一般競争入札により売却したものであるとの答弁です。

続いて、同じく町民の方から聞かれたのですが、インターネットのネット販売で、あとは役場の中でいつ入札などの話はなかったのですかとの質疑があり、これはインターネットによって全国広報をいたしましたという答弁です。

次に15ページの繰越金、一般会計剰余金の増ですが、いろいろと説明いただいていると思いますが、繰越金が大幅に5,700万円が2億5,000万円から補正されたということの原因は何だったのですかと質疑があり、町税では3,400万円ぐらゐの歳入超過があり、地方交付税では1,800万円程度の歳入超過がございました。それに対し、歳出の状況では総務費で4,300万円ほど、民生費で3,800万円、衛生費で1,800万円、農林水産業費で1,600万円、教育費で1,400万円、このようなものが残額として残りました。その結果、補正で3億925万6,000円となりましたとの答弁です。

続きまして、なぜこのようなことを聞いたのかと言いますと、入札差金などの問題もたくさんあると思いますが、今まで行財政改革の問題でいろいろ取り組んできたわけです。そこで予想より多いか少ないかはわかりませんが、3億円のものが出てきたという要因もあるのではないかと、その効果のことも聞きたかったのです。主な原因で、例えば去年は入札価格が低価格であって、予算よりも剰余金が多くなったなど、特殊な理由がなかったのですかと質疑があり、まず人件費減額となっており、これは大きなものでございます。それから入札差金もあります。その他にも扶助費の減などがございますという答弁です。

次に、この3億円は想定内のものであったのか、想定外のものであったのですか。偶然なものなのですかと質疑があり、偶然と言えるものではないのですが、この程度の剰余金が出るものと考えておりますとの答弁です。

続いて16ページの町債ですが、3億円の剰余金が出て臨時財政対策債が3億1,900万円が町債として出ているのですが、こういうところの感覚としてはどうなのですかの質疑があり、この臨時財政対策債は普通交付税の決定により、限度額は確定されているものであります。それで元利償還金は100%交付税により措置されます。それで補正額は3億円、今回1,900万円補正いたしまして3億1,900万円となりました。これは交付税が少なくなったため、その不足分を臨時財政対策債として地方自治体で借りてくださいということですとの答弁です。

次に歳出の18ページの総務費、財産管理費ですが、基金管理事業費の増1億5,462万9,000円について内容の質疑があり、これはさきほどの一般会計剰余金の半分を地方財政法第7条の規定により積み立てるものでありますとの答弁です。

続いて、これは財政とは直接は関係ないんですが、いろんな施策を切っているところがありながら、こういう格好で繰越金なり積立金が増えてくるというのはいかがなものかと常日ごろ思っているのですが、各課の予算執行の中での特に財政改革の部分がずっと強調された中では、こういうものが出てくるのではないかと思うのですが、いかがですか。財政そのものは直接事

業課と違って、詳しくはわかりにくいとは思いますがとの質疑があり、補正の剰余金のことなのですが、本来なら3月の補正で精算すればいいのですが、担当課のほうで精算できない面もありまして、結局は予備的な費用として繰り越しています。このことが大きな原因でございますという答弁です。

同じく18ページの支所及び出張所諸費ですが、この60万8,000円、昨日の本会議の中でも浄化槽やボイラーなどと聞きましたが、もう少し詳しく説明してくださいとの質疑に対し、この60万8,000円の内訳ですが浄化槽の修繕費に20万円、ボイラー地下タンクの修繕に40万8,000円です。これは見積額でございますとの答弁です。

次に、この内容は当初の予算ではわからずに、突発的に故障して取り替えたということなのでしょうかの質疑があり、浄化槽については法定検査で指摘されたものでございます。ほかは突発的に起こったものでございますという答弁でした。

次に「税務課」関係ですが、歳出19ページ、総務費の徴税費について、補正額378万8,000円の減は、職員人件費の減によるものですか、その原因に対しての質疑があり、人事異動によるもので職員数は12人で変更はないのですが、給料等の低い職員が増加したことによりますとの答弁です。

次に、職員手当に含まれる時間外手当の管理はとの質疑があり、時間外勤務時間の管理は税務課で時間外勤務手当の予算の管理は総務課で行っていますとの答弁でした。

続きまして「危機管理課」関係ですが、主な質疑としましては、33ページの災害対策費の需用費ですが、医薬品・食料品、現在備蓄しているもので期限切れのものはありますかの質疑があり、期限切れの備蓄品はありますとの答弁です。

次に、期限切れのものを防災訓練等で使えないのですかととの質疑があり、防災訓練等で使用している備品もありますし、飲料水につきましては期限が切れましても利用できることもあり、まだ保管しておりますとの答弁です。

同じく33ページの土砂災害情報総合通報システム整備事業費について、具体的に説明願いますとの質疑に対し、事業委託金は1,119万2,000円で、土砂災害システムソフトの変更によるものであります。そのうち土砂災害システムのサーバーの変更が939万8,970円、それと雨量計を3カ所追加したことによるケーブルテレビのシステムの変更費用として257万2,500円あります。雨量計の追加は以前より県のほうへ要望していました海山区の3カ所であり、矢口地区の大白、河内奥の落合、中里奥の久瀬谷でありますという答弁です。

次に、今回の防災訓練には要援護者に対する訓練がなかったように思いますが、災害があっ

たときには各地区でそれぞれ助け合わなければならないことから、自主防災会には地域のどこに災害時要援護者がいますという情報を渡すことも必要と考えますが、その連携は取れているのですかとこの質疑があり、自主防災会には要援護者の名簿は提示してあります。被害があったときはできるだけ周囲の人が助けてあげるようにとお願いしております。今回の訓練の中に要援護者に対する訓練を取り入れた自主防災会はありませんでしたが、今後は訓練にも取り入れていただくようお願いしていきたいと考えておりますとの答弁です。

続いて、同じく33ページの備品購入費ですが、自主防災倉庫の資機材は地区によって必要があるもの、必要のないものがあると思います。自主防災会の協議会の中で要望があったものを役場が備えていくのか、それとも各自主防災会が資材等を充実させていくのですか、その点に対する考えはどうかとの質疑に対し、各地区からの要望は重視したいと考えておりますが、備品のばらつき等も出てくると思います。予算等も考えなければなりませんので、総合的に考えて備品等の資機材が少ないカ所については、できるだけ購入していきたいと思っております。今回のリヤカーについては、海岸沿いの地区から配置していきたいと思っており、将来的には全地区に配置していきたいと考えておりますとの答弁です。

同じく資機材等については、自主防災会が備えるもの、役場が備えるものの区分けを会議等で十分話し合っ、自主防災倉庫の充実を図っていただくよう要望します。

自主防災倉庫は、海山区では22ありますが、1地区に1つなのか、ない地区もあるのですかの質疑があり、紀伊長島地区には14の自主防災倉庫を持っており、海山区では28の自主防災倉庫があります。また海山区では各地区に自主防災地区を持っていますという答弁です。

続いての質疑ですが、今あるリヤカーの台数は何台ですか。10カ所で24台配置しておりますとの答弁です。

続きまして防災倉庫が紀伊長島区では14カ所、海山区では28カ所あり、そのうちの10カ所に24台のリヤカーがすでに配置されていて、さらに今回25台分配置されるということによろしいのですかの質疑があり、そのとおりですという答弁です。

続きましてリヤカーの管理はどのようにしているのですか、またどのようにしていくのかを教えてくださいとの質疑に対し、リヤカーの管理は自主防災会でお願いしたいと考えておりますとの答弁です。

次に、リヤカーについては全部倉庫に保管しているのですかの質疑があり、倉庫のあるところにつきましては倉庫に保管してあり、倉庫のないところにつきましては集会所等に入れてありますとの答弁です。



同じくリヤカーなどは倉庫に配置するのではなく、災害があったときに必要とする人のところに配置し、いざとなったときにそれを使えるようにすることが行政として指導する責任があると思うのですがとの質疑があり、委員が言われるのは要援護者の方の関係だと思いますが、各区に揃えることは数も増えることになりますので、特に管理ができる自主防災倉庫にお願いしていることが現状でありますという答弁でした。

議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第2号）総務財政常任委員会関係部分について、討論なく、採決により全員賛成、よって本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

## 議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

## 教育民生常任委員長 入江康仁議員

どうも皆さん、おはようございます。

今定例会で教育民生常任委員会に付託されました議案に対して、9月13日、委員全員出席のもと開催いたしました。

続いて審査に入り、議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の教育民生常任委員会にかかる部分に審査に入りました。

まず「住民課」関係部分により審査に入りました。

課長より内容説明をいただき、質疑なしでございました。

続いて、同じく議案第65号の「福祉保健課」について審査に入りました。課長より説明をいただき、質疑といたしまして、歳出20ページの民生委員関係費の報償費2万円の減はどのような理由ですか。23ページの重度障害児保育保育士特別加配補助金 258万 3,000円の内容について説明をお願いしますという質疑がございまして、答弁といたしまして、民生委員関係費の2万円の減額については、今年の民生委員の改選に伴い、民生委員推薦会の委員を当初予算で14名としておりましたが、検討の結果7名の推薦委員で行うことになったための減額です。次に障害児保育の保育士の加算については、重度障害児に対しては交付税措置となっていることから、町の予算でみることとなっており、人数の増によるものが主なものであるという答弁でございました。

また、障害児は何名の増ですかの質疑に対しまして、答弁といたしまして入所予定としては合わせて5名ですという答弁でございました。

また、歳入11ページの障害者地域生活援助事業費補助金の増と、自立支援法施行円滑化事務支援事業はどういう事業か説明をお願いします。また歳出21ページの障害者介護・訓練等給付事業の増はどこ施設ですか。4,000万円についての142万2,000円のグループホーム等の移行支援モデル事業は、どこのことなのか説明をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、歳入歳出については関連していますので、歳出で説明させていただきます。障害者地域生活援助事業の142万2,000円については、障害者就労施設への通所者及びグループホーム等の地域で暮らす障害者を支援し、地域での自立生活を支援するための事業であり、内容としましては障害者のグループホームは、金塚園と他所でのグループホームに入所されている方への支援をする事業費が27万9,000円で、対象者は4名で金塚園が2名、町外が2名の計4名を計上しています。

障害者の通所等支援事業にかかる扶助費としての114万3,000円は、紀北作業所等へ通所している方の支援を行うもので、1日180円、対象者が23名で、補助金として2分の1を県からの補助金として受けるものです。

次に障害者介護訓練等給付事業の委託料は、障害者自立支援システムの導入にかかる電算委託の経費で186万9,000円ですと、どこの施設とも関係なく、障害者の自立支援の電算委託にかかる経費です。電算委託については国保連合会との事務手続きがあることから、事務の混雑を防止するためにシステムを導入するものです。168万円が補助対象で、うち132万3,000円が県からの補助金となります。

障害者介護訓練等給付事業償還金の4,013万9,000円は、前年度補助金の精算に伴う返還金です。本会議でも質問がありましたが、支援費の補助金請求の際に誤って半年分の請求を1年分請求してしまった結果、半年分の補助金を返還するものと、その結果、金額が大きくなり申し訳ありません。18年度で処理しようとしたが、補助決定の変更ができなかったため、翌年度精算となり、今回予算計上させていただきましたという答弁でございます。

以上で、質疑を終わりました。

続きまして、議案第65号「環境管理課」部分についてでございます。課長から内容説明をいただきまして、質疑といたしまして25ページの修繕料ですが、海山リサイクルセンターの修繕を行ったあと、稼働までの見通しを教えてください。答弁といたしまして、今回海山リサイクルセンターのダイオキシン類基準超過対策として170万円程度の補正予算をお願いしているところですが、修繕工事が終わり次第、9月の末に試運転を2週間程度行って検体を採取し、その分析に3週間程度かかりますので、10月の末か11月初旬に本稼働に移りたいと考えておりま

すという答弁でございました。

続いて質疑といたしまして、仮に海山リサイクルセンターを止めた場合、国庫補助金や起債の返還をしなければならなくなるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、現在2カ所あるリサイクルセンターの1つを止めた場合は、国庫補助金の返還や起債の償還が生じますという答弁でございました。

続いて、質疑といたしましてリサイクルセンターの職員手当として79万円計上されていますが、海山リサイクルセンターが本稼働する11月初旬までの分であるのか。また休止している海山リサイクルセンターの職員を派遣して、紀伊長島リサイクルセンターの残業代を軽減させることはできないのか。今回の予算に職員の健康診断費用は含まれているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、職員手当については4月から7月までの実績分320万円と、これからの予定として8月から11月中旬までの予想される約2,000時間分を計上しております。職員の健康も考慮し、ごみピットの残量を見ながらなるべく残業代を抑えたいと考えています。現在、毎日海山リサイクルセンターの職員を2人から3人派遣していますが、基本的に5人体制で運転体制をとっており、海山リサイクルセンターの職員を数多く派遣してもリサイクルセンターの能力以上のごみ処理はできません。また今回の予算に職員の健康診断費用は含まれておりませんという答弁でございました。

また質疑で、海山リサイクルセンターが正常稼働できるようになったときに、海山のメンテナンスは続けて行うことにして、引き続き長島リサイクルセンターのみでごみ処理を行い、長島で故障があったときや、ごみ料の多い盆や正月に両方の施設を運転するというような方法をとれば、運転経費が削減でき、国庫補助金や起債の償還は免れるのではないかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、臨時職員の人件費等も含んだ総経費として海山リサイクルは1億円程度、長島リサイクルは1億2,000万円程度かかっております。動かさなくても海山で、1,000万円、長島で1,400万円程度の維持経費がかかります。将来的にリサイクルセンターの総合問題は考えていかなければなりません、職員の勤務状況やごみの量からみて、現在のところ止めることは考えておりません。また、ごみの多い時期だけ稼働させれば補助金の返還や起債の償還の対象とはならないと思いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、ダイオキシンの臭気の対策費用が計上されていますが、地元住民が日常感じている臭気対策はこれで終わりなのか。また今回計上されている長島リサイクルセンターへの運搬委託料は、何月分まで見込んでいるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして460万円の予算で臭気対策工事を行いました、現在海山リサイクルセンター

が稼働していないため、効果のほうは確認できておりません。また運搬委託料は1ヵ月110回程度ということで、4月から10月分まで見込んでおりますという答弁でございました。

以上で質疑を終わりました。

続いて、同じく議案第65号「学校教育課」部分に入りました。課長より説明を受けまして、質疑に入り、質疑といたしまして、歳出35ページの50万円の増額で、問題を抱える子ども等の自立支援事業は、不登校など問題を抱える生徒の調査、実践となっているが、事業実施する紀北中学校で何人の不登校の生徒がいるのか。また紀北町の全小中学校で何人の不登校の子どもたちがいるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、不登校については文部科学省の規定によると年間を通して30日間学校を休む子どもとなっており、今まだ学期途中なので不登校の子どもについては報告は受けておりませんという答弁です。

また、今回の事業については問題を抱えた子どもを調査するために、ハイパーQ Uというアンケート調査を実施します。アンケートの内容としましては、「学校に対する満足度」「悩みはないか」「授業についての悩み」等の48項目の調査を行う予定であります。そのアンケート結果により、問題を抱える子どもの支援を行うというものです。現在のところいじめ等の問題は聞いておりませんという答弁でございました。

今年度はまだ年度途中なので、不登校の子どもたちの人数はわからないということだが、昨年度の状況はどうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、昨年度の状況については、現在のところ把握しておりませんので、調査させていただきたいという答弁でございました。

また質疑といたしまして、調査、研究ということが今の説明でわかりましたが、実践という部分についてどのように行うかというような質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回研究のため講師謝礼、事務用品代等を合わせ50万円の予算を計上しておりますが、研究会等を実施することにより、教師が子どもたちの相談にのる等の支援を行いますという答弁でございました。

また質疑といたしまして、引本幼稚園において、現行の2年保育を3年保育にすると聞いたが、そのような計画はあるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今現在そのような計画はございませんという答弁でございました。

また質疑といたしまして、この問題を抱える子ども等の自立支援事業は、今年度新規事業なのか、また来年度以降継続して事業を実施するのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、この事業は県の委託事業であり、新規事業で平成19年、20年の2ヵ年事業でございますという答弁でございました。以上で質疑を終わりました。

続いて、同じく議案第65号「生涯学習課」についての部分に審査に入りました。課長より説明をいただき、質疑に入り、質疑といたしまして、36ページの公民館費について、引本公民館は商工会が入っている建物でしたかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、はい、そうですという答弁でございました。

続いて質疑としまして、昭和56年に建設されたときは、全館の空調設備でなかったのですかという質疑に対し、答弁といたしまして、全館の冷暖房装置でした。ただ、長年にわたって故障がありまして、それぞれの個別に取り替えてきましたと、今回の補正で上げた以外にも図書室の冷暖房も故障していますが、図書室の利用は少ないので今回の補正から外しております。これで全部の部屋が個別の空調設備になりますという答弁でございました。

続いて質疑といたしまして、36ページの放課後子ども教室推進事業への報償費は、コーディネーター費という説明でしたが、具体的にどこへお願いしているのか、お尋ねいたしますという質疑に対しまして、各区で行ってまして、紀伊長島いきいき子ども学園では運営委員及び指導員で25名の方が登録しております。海山いきいき子ども学園では21名の方が登録していて、その方々をお願いしておりますという答弁でございました。

続いて質疑といたしまして、町内の運営委員の方にお支払いしているということですが、去年はどこかのNPOとか、そのようなところへもお願いしているということも聞いていたのですが、今年度は町内の経験者の方にお支払いしているということではないのでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、NPOの方というのは今回は予定していませんが、以前に海山区で幼稚園の先生をされていた方で、現在尾鷲に在住している方はいますという答弁でございました。

続いて質疑といたしまして、36ページの放課後子ども教室推進事業費のことですが、報償費の内容とは別として、講座回数が海山区が31回で紀伊長島区が46回と違うことから、受講者が600名ほど差があるのですが、この回数の違いはなぜですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず、いきいき子ども学園の運営につきましては、運営委員、指導委員の協議によって行われています。それと紀伊長島いきいき子ども学園は平成16年度からやっており、海山いきいき子ども学園は平成18年度からやりかけたということもありまして、海山いきいき子ども学園の方が参加人数も少ないし、回数も少ないということです。

現在も、講座の募集はしていますが、両区あわせても多くの参加があります。紀北町の児童数は約1,000人ですが、平成18年度は延べ2,000人以上の参加があり、1人2回ぐらいつつ参加している計算となります。

以上で、質疑を終わり、平成19年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に関する教育民生常任委員会関係部分の質疑を終わり、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成で可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第66号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査に入りました。

課長より内容説明をいただき、質疑に入り、質疑といたしまして、財政調整基金の平成17年度末と18年度末の積立額はいくらぐらいになるのかという質疑に対し、答弁といたしまして、17年度末は2億752万1,000円で、18年度末では2億748万8,000円となっておりますという答弁でございました。

今回の繰越金の補正額によって、基金の積立等の補正を行ったと理解してよろしいかという質疑に対し、答弁といたしまして、そのとおりですという答弁でした。

続きまして、質疑といたしまして繰越金は18年度に紀伊長島区の保険料を海山区にあわせて上がった年の精算ですかという質疑に対し、答弁といたしまして、合併後に紀伊長島区と海山区に保険料率に差があったものを18年度に海山区の料率に統一させていただきました。その結果3,055万円ほどの増額がありました。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、反対討論で18年度に紀伊長島区の保険料率を上げなくても結果としては、前の税率でやってきたと判断します。合併してから住民サービスは下げないと言いながら、紀伊長島区の保険料率を上げた事実があるので、この補正予算には反対しますという反対討論がありました。

賛成討論なく、採決に入り、賛成多数によって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第67号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）に対して審査に入りました。

課長より内容説明をいただき、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り全員賛成、よって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第69号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

課長より内容説明をいただき、質疑に入り、質疑といたしまして、人事異動による人件費の増については、高い給料の人が異動してくると理解していいのですか。課によって増える場合も減る場合もある。その精算がここに出ているということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、給料の高い人が異動してきた場合など、人の配置により人件費の増減が出

てくるので精算見込みにより補正するものですという答弁でございました。

続きまして質疑といたしまして、行政職が5人、現業職が12人で、臨時職員はいなく、基本的にはすべて正職員で運営しているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、正職員と臨時職員で運営しております。今回の補正対象は主に事務局の寮長の異動による人件費の増減に伴うものですという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り全員賛成、よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元」を求める請願書

請願者の島本議員より内容説明をいただき、質疑に入りました。質疑といたしまして、中身の趣旨は自分なりに簡潔するのは結構ですが、提出者が誰ということははっきり言わないと、あまりにも簡潔すぎる。どうしてもこの請願を上げてくれと感じとられない。どんな考えをもって提出者を省略したのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、紹介漏れです。改めてさせていただきます。「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元」を求める請願書、紹介議員 島本昌幸、平野倅規、玉津充、提出者 紀北町PTA連絡協議会会長 上野玉男、三重県北牟婁郡紀北町校長会 村島昶郎、三重県教職員組合紀北支部 大川太、以上ですという答弁でございました。

また質疑といたしまして、どんな意味で紹介議員になったのか、その熱意が感じられない。この請願は毎年やっているが、毎回することに意味があるのか。または近隣市町村はやっているのか、説明して下さという質疑に対しまして、答弁といたしまして、昨年もさせていただきましたが、今年も担当の教員が来まして、昨年と同様ですということでこちらでも聞きたいことがありましたが、時間が遅く早く役場に出さないといけないし、ほかの紹介議員の長島の方に判をもらいに行かないといけないということで、そそくさと帰られたので、じっくりしたひびきを交えて話をする時間がありませんでした。その点、私も去年もしたという安易な気持ちでしたので反省させていただきます。ですので、近隣の自治体がこういう請願をしているかどうか調べていません。申し訳ないですという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、賛成多数、本請願書は原案どおり採択することに決しました。

続いて、請願第3号「30人学級を柱にした義務教育諸学校及び高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書」についてでございます。

紹介者の島本議員から内容説明を行っていただきました。続いて質疑に入り、質疑といたしまして、昨年から小学校、1・2年生の30人学級、中学1年生の35人学級が実施されておりますとありますが、具体的に紀北町ではどこの学校がそうになっていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、紀北中学校は3学年、各クラスとも30人学級を実施していると聞いています。相賀小学校の4年生が37人で30人学級ができなかった。潮南中学校が1学年だけ30人学級が実現されています。そのようにしか聞いておりませんという答弁でございました。

また、執行機関で補足することはありますかということにより、学校教育課長の世古課長より、今、紀北町で30人以上で1学級になっているところは、西小学校の2年生40人、4年生35人、5年生34人、また東小学校でも1年生40人、2年生33人、3年生34人、5年生36人、6年生41人という形で、相賀小学校にも30人以上のクラスがあります。30人学級が実際に実施されますと、13学級増えることとなりますという答弁でした。

その中で、ところが三重県では25人制限がありますと、これによりますと、小学校1学年、2学年で25人の制限にかけますと、73人以上いないと30人学級が成立しません。西小学校2年生40人、東小学校では1年生40人、2年生33人、相賀小学校では40人、そうしますと73人未満ということで、三重県の今の決まりでは下限により、30人学級をひけない状況でありますという答弁でありました。

続きまして質疑といたしまして、30人以上、50人以下だったら、1学級25人という下限があり、2学級にすることができない。そうすることによって30名なり40数名のクラスができるということですね。基本的には少人数教育をしたいという趣旨の請願だと思うのですが、下限の25人をある程度下げて請願に下限何名にしてほしいという文句を入れるべきではないかと思えます。提出者のお考えはどうかという質疑に対し、答弁といたしまして、教員からすると、40人いたら20人、20人で2クラスということもできないこともないが、特に25人を廃止してほしいとの希望はなかったもので、そのままさせていただきましたという答弁でございました。

また質疑といたしまして、平野委員と同感で30人学級になると、31人でも2クラスでしょう。そうなるとう極端な制度になってしまいますので、さきほど言う25人の枠、50人の枠ということもよく考えてから請願をしていただける場合は、賛成しやすいと思いますが、前からこの問題に対しては積極的に賛成しがたいですという質疑に対しまして、答弁といたしまして、30人学級で2クラスにしようと思うと、25人いるので、1学年49人ぐらいからじゃないと2クラスにはできないと思えますと、国としては今のところ30人学級を認めてくれている。教員としては30人学級を認めていただけると、現在の紀北町でも小学校で8人、中学校で2人ほど教員を



増やしていただけるということで、国としてはほぼ40人前後として打ち出しているが、現場としては25人の下限を含めて子どもたちに細やかな教育を実現するためにも30人を進めてほしいということです。という答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論がありまして、紀北町の人口2万人のうち児童数は1,000名という教育委員会からの説明もありましたように、後期高齢者のこの地方にとっては、子どもたちは地域の宝だと思います。行き届いた教育、一人ひとりにきめ細やかな指導をするには25人の制約があって、一部30人以上のままの現状がありますので、実質的な30人学級が1日も早く実現することを期待して、この請願に賛成しますと。

以上で討論を打ち切り、採決に入り、賛成多数、本請願書は原案どおり採択することに決しました。

続きまして、請願第4号「『学校安全法（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策』を求める請願書」の審査に入りました。

島本紹介議員より説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なしでございました。採決に入り、全員賛成、本請願書は原案どおり採択することに決しました。

続きまして、請願第5号「最低保障年金制度の実現を求める請願書」について紹介者議員の岩見議員より内容説明をいただき、審査に入りました。

質疑に入り、質疑で年金を納めていない方もいますね。納めていない方は対象外でいいんですね。その納めた金額に差異があるので理解していいんですね。また誰もが受けられる最低保障年金制度ということで、財源についてはどのように考えていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今の年金相互間にも差異があり、生涯保護の基準により、はるかに低い人がたくさんいるということで述べたものです。財源の問題はいろいろとあると思うが、基本的には無駄な経費を節約して、生きる権利を保障するための制度を実現せよという趣旨ですので、具体的にどの財源とは言っていないが、その点は理解してほしいという答弁でございました。

質疑といたしまして、あくまでも最低保障年金制度というのは、年金をかけた人を対象とした制度として理解していいのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、そうでなしに、国民全体の低年金者、無年金者をなくするために、最低の年金を土台としてその上に掛金として2階建てにして上積みしていく最低の土台としての年金制度を確立するものです。ですから、掛けた人だけ支給するものではありませんという答弁でございました。

続きまして質疑といたしまして、多額の年金保険料を納めた者だけというのは、共済や厚生

年金の受給者を指しているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、特に指摘しているのは社会的に見ると高額所得者の人なんかは多くの掛金ができて、高い年金が支給されている制度がある。そういった格差の点をこういう表現で述べたと思うんですという答弁でございました。

続いて質疑といたしまして、国民年金は一定の保険料を払って一定の金額をもらう。土台となる年金と言われたけど、保険料は免除申請で解決できるのではないのでしょうか。フリーターの人とかは免除制度をしてもらって受給の3分の1が確保されている。それをきちっとしたらこういうのは必要ないと思うという質疑に対しまして、答弁といたしまして、その点は少し趣旨が違うと思う。減免制度の改善じゃなしに、支給を受ける年金について最低保障の年金制度を実施してほしいという趣旨のものであるという答弁でございました。

質疑といたしまして、多額の年金保険料を納めた者だけという文書には賛成しがたいんですけど、私らも老後のことを考えて40年以上年金を掛けてきた。それを何も掛けてない人にも最低保障せよとは、果たして財源が可能なものなのか、生存権というと、最低保障する生活保護もある。手当していないことではない。これを行うことによっていろんな面でマイナス要素があると思うと、ほかの制度と対応してやらないと、これだけ先にするとあとの問題が多いと思うという質疑に対しまして、答弁といたしまして、考え方として、現在一定の年金を受給している人たちのほかに、それよりも極めて低い年金者の生存権を保障するという言葉に相応して、年金制度を確立せよという基本的なところが出発点になっているので、こういった最低保障年金制度の実現を図るという中で、現在の制度の矛盾を解決していこうというのが、この請願の趣旨ですという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論、生存権の保障を基調とした最低保障年金制度に関しては賛同させていただきます。ただ、制度の中身について故意に掛けてない人に対しても、すべてするかということに対して疑問も残ると思うので、今後の検討も含めて生存権の保障を基調とするそういうことを主眼においた制度の確立ということで賛成させていただきます。

また、賛成討論といたしまして、生存権の保障を基調とする最低保障年金制度は確立していないのが大きな問題だと思う。年金を掛けた年数が25年に満たずに無年金者になり、もらえない人がいる。国民年金受給者の紀北町の平均は月4万5,000円では到底生活はできない。生きる権利を保障するためにも、国で保障すべきと思い賛成するという答弁でございました。

以上で討論を終わり、採決に入り、賛成多数でございました。

この請願第5号においては、採決をとった結果ですね、可否同数であったため、委員長の私がこの請願に賛成をいたしました。その旨を報告いたしておきます。

続いて、請願第6号「透析患者への通院費用の特別支援を求める請願書」

紹介議員の中津畑議員より内容説明を伺い、審査に入りました。

質疑といたしまして、請願者は尾鷲市からだが、尾鷲市にも紀北町と同様の請願が出ているのかどうか。紀北町の実質の透析通院患者は何名いるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、尾鷲市への請願は12月ぐらいに出されるかと思えます。これは全くわかりませんと、また尾鷲総合病院にかかる尾鷲近辺、紀北町の患者さんが構成している腎友会です。しかし、長島区の方が大台の病院に行かれるといったこともあります。透析患者は去年で76名でした。詳しいことは担当課にも聞くのですが、個人情報のこともあり、把握できかねるということです。確か74名か75名で大差はないと思えますという答弁でございました。

続きまして質疑といたしまして、透析患者の費用は十分理解できますが、透析患者のみならず、ほかにお年寄り、また手足の不自由な方もあります。以前、議会でも言ったように福祉バスといった面で町が検討していただければ有り難いが、透析患者のみの考えだとあとに問題が引き続くこともあるのではないかと、ほかに関連しないかと考えなかったかという質疑に対しまして、いろんな病気の方がみえます。それを対象に福祉バス、巡回バスといった問題提起を議会の皆さんや住民の方から要望もいただきます。それが実現していない現状で、なぜ透析患者なのかということですが、実際に透析患者は週3回1ヵ月13回から14回透析を受けなければ命がもたない。命を保つために必要な通院だということから考えると、確かに脳梗塞で倒れた方、お年寄りの具合の悪い方、病院に行かないといけないが通常の状態だと行かなくてもいい月もあるということです。ただ、透析患者は絶対抜かすことのできない状況で、災害時要援護者として登録されている現状です。そういう意味で特別扱いではなくて、命をつなぐために必要な透析であり、通院費をかなり使っている。実際バスを使って安くしている方、自分で運転して行かれる方もいます。助成にはいろんな例があると思いますが、できたらこの助成で少しでも助けてほしいという切実な願いだと感じ、紹介議員になりましたという答弁でございました。

質疑といたしまして、通院費用を要請するのか、ただ通院だけだったら町から全体的なことを考えて福祉で検討しないといけないということになると費用は出せませんよね。町では送迎は無理だから費用というお考えですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、通院費用の特別支援を求める通院交通費の助成です。町の財政事情もありますから、全額みることもできるし、半額とか5分の1とか、結果的には行政が考慮してやってくれることだと思います

が、今のところ助成支援をしてほしいという意味の請願になっておりますという答弁でございました。

また質疑といたしまして、腎友会に入られている紀北町、尾鷲市等の人数はわかっていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、尾鷲市はわかりかねますと、ただ紀北町は70数名透析に行っている方皆が会員に入り、この会を結集して助け合い、情報交換をしているのが実態ですという答弁でございました。

続いて質疑の中で、この組織は三重県腎友会の中の尾鷲支部ということで理解してもよろしいですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、三重県に腎友会という大きな組織があります。もちろん尾鷲総合病院、ほかの松阪なら松阪の腎友会と分かれていますことだと思います。ほかの市町村のことは存じておりませんが、県の腎友会の資料をもらって大変だろうということで紹介人になったわけです。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論で、透析患者の方は週3回1日4時間の透析をしないと命がつかない。今日元気でも明日どうなるか、透析患者の方の未来は保障されないところで、金額的な苦痛をなくすためにも、初めは自分で運転して行かれます。そのうち病状が悪くなると交通手段を使ったり、それでも駄目になると家族が通院を援助し大変な負担になっております。それもできない方が有償サービスをしていく、いずれ今、元気な方でも自分で通院できなくなる。命が尽きるまで透析をしなくてはなりません。是非この方々への通院費用で少しでも生きる喜びが得られるよう、この請願に賛成いたします。

以上で討論を打ち切り、採決に入り、全員賛成、本請願書は原案どおり採択することに決しました。

以上で、今定例会に教育民生常任委員会に付託されました案件に対して、審査報告を終わります。

---

## 議長

ここで暫時休憩といたします。

11時より再開いたします。

(午前 10時 47分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

---

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君。

**産業建設常任委員長 北村博司議員**

それでは、本会議から付託された当委員会、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査結果について、報告をいたします。

13日の午前9時30分から開会いたしております。

まず、議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

出席委員は、委員長以下全員7名が出席いたしております。

最初に、「産業振興課」所管分についてを議題といたします。歳入の部分でありますけれども、13ページの財産売払収入について、町有林支障木の伐採代金の詳細についてのお尋ねがございました。産業振興課から詳細な資料が提出されまして、それに基づいて説明がなされております。

まず、最初に中部電力からの支障木伐採の場所についてであります。海山区の小山浦で3カ所、紀伊長島区の島原で2カ所、三浦で2カ所、加田で4カ所の計11カ所となります。伐採木の種類は杉、桧、松、雑木、芝となっております。補償金の総額は382万7,880円です。各箇所における伐採木の種類によって単価表が付けられおりました。この単価表に基づいて委員のほうから詳しい質疑がございました。要約して申し上げますと、この単価表は森林組合おわせと中部電力との協定の中で取り決めた単価の補償であるということで、この資料の中にあります桧の一番というところは、桧の人口林で枝打ちの管理が行き届いているAランク等の評価の単価でございます。この一つの例を挙げて尾鷲林業における桧については、これぐらいの価値があって、桧93本で260万円という補償の評価でございます。これが高速道関係における用

対連の単価表では、なかなか納得できない理由だという趣旨の発言でございました。前に高速道路関連で意見書を委員会発議で出しておりますけれども、その正当性を示すものだと、こういうご発言でございました。なお、財産売払収入にある普通財産売払収入14万 9,000円についての説明が求められました。

これに対して担当課のほうから14万 9,000円の内容については、2名の方の赤道の用途廃止があって、海山区の矢口浦ですけども、1カ所は 10.36㎡、残り1カ所は9.11㎡ということで申請があって、建設課のほうで普通財産ということで用途廃止し、払い下げ申請がありましたので、管財、財政課のほうで処理してこの金額になったという説明でありました。

このあと、さらに伐採補償の問題が相当時間にわたって質疑と答弁が繰り返されました。委員のほうから雑木、松類については用対連の単価を使っているけれども、桧の補償に関しては以前の80%から90%ぐらいの補償に下げた。それで今回の財産処分するものですから、内容がわからないと処分できないのでということです。資料の配布の要請がありました。

これに対して、他の委員から民有林の補償はこの補償の5分の1から6分の1が実情だと、森林組合員でなければ非常に低い単価になるけれども、町民の利益を代表する役場として、これで平気なのかということでございます。こういう情報はもっと早くから町のほうが公開すべきだと、中部電力の補償単価ですね。でないといけない町民、森林組合員でない町民は不利益を被っているのが実情だという趣旨の発言がございました。

これに対して、さらに他の委員から森林組合員とそれ以外の人の格差があるというのはおかしいと、納得できない、本当のことですかという発言がありましたが、産業振興課のほうではその点については確認していないということでございました。

中部電力の補償にあたって、町は森林組合と同じ単価で買収ということなのかということでございました。お尋ねがございまして、課のほうでは 382万 7,000円についての単価は森林組合と同じ単価、その他の木、松とか雑木の類ですけども、その他の木については用対連の単価を適用しているということでございました。

さらにこの議論の中で委員のほうから森林組合員以外の方は個人財産ですから、どう売るかはその人の納得するかしないかの問題であると、森林組合の役員とすれば、組合員のためにより収益の上がるように当然手入れをしてAランク、Bランクと線引きをして評価して、適切な手入れがされているということで、経費を加算して結果的にはこうなっていると、単価表では30年生以上で15cmまでは評価は同じであると、結局は20年生ぐらいまでに全部手入れが仕上がるということで、胸高直径だけの問題ではない。最低ラインの30年生以上の木で14cmまでが1

万 1,730円というのがあるけれども、5 cm以上がそういう単価での設定を以前の組合の方々が交渉して評価につながらせたのが現実だと、だから組合員のためにこういう評価につなげたのであって、その中で町も森林組合に出資しており、組合賦課金もとっていますので、その辺の恩恵があったのではないかと思うということです。

これに対して、森林組合員以外の一般町民が受ける補償額についての具体的な議論がございました。一般町民はそういった情報を知らないから、それで納得して判を押しているのが実情ではないのかということでございます。極端な格差があるので、こういった情報はどんどん町は公表すべきであると、そうでないと一般の町民は不利益を被ることになるという議論がございました。

次に、歳出の27ページ、農業振興対策事業補助金についてであります。

これについて水不足で井戸を掘り下げたりして、農家は大変だったと思うけれども、これは21件はすべての方を対象にしている、する予定なのかというお尋ねがございました。これに対して産業振興課長のほうから、当初52万 5,000円しか予算を見ていなかったけれども、今年の日照りによって、今の時点では21件ということになっております。すべての申請者に対して35%の補助をとということで予算化したものであると、上限としては100万円という要綱をつくっているけれども掘削の費用が主であると、水利組合に対する助成も4件ほどあるということでございます。

これに対して、水不足というのは今年だけでなく、2、3年つづいているように思うので、将来このようなことが発生しないよう、その対策はどうかというお尋ねがございました。これに対して産業振興課長のほうから中山間整備事業という県の事業で、海山区・紀伊長島区の各地区で農家の聴き取り調査を行ったと、11カ所程度別なところに新たにポンプを応急的に掘るとということで、井戸を掘るとということで、今使っているのとは別に申請を上げていると、その結果はどうかはわからないけれども、農家が安心できるように対応してほしいと県に申請しているということでございました。

これについて、11カ所新しい井戸を掘るとのことだけれども、予算的な対応はどうなっているのかということに対して、産業振興課長のほうから、県が農政局のヒアリングを受けるのだけれども、予算については町が15%の負担金を支払うことになっている。期間は7年間、現段階では11カ所既設の分を別として、採択になるかどうかわからないけれども申請している。県から内示がくると思うけれども、農道とか水路とかいったものもありますので、どちらを優先、ポンプと農道とか水路とか、どちらを優先するかは今後のことになると、できればポンプ

を優先していけたらという思いで調整をしておりますということでございました。単価的には1カ所いくらといったものは、まだ聞いていないということでございました。

次に、29ページの海岸整備構想策定事業費についてでありますけれども、委員のほうから矢口浦の海岸整備の場所は、大根林道に曲がっていく船着場のようになっているところの地点であると、県が調査して危険度が高いということだったと思うけれども、今後どのような漁港管理を進めていくことになっていくのかというお尋ねがございました。これに対して産業振興課長から、今回、県予算で300万円の事業をもらって、以前から地区からの要望があった三浦漁港と矢口浦漁港を調査地区として選定したと、この予算が可決されたら申請することになると、矢口浦についてはムナシから漁港と港湾に分かれているが、防潮堤のないところとか、全体的な調査をして、その結果、緊急度が高いかどうか判断することになる。現地調査や整備区域の設定、財政計画の策定とかいろいろ調査内容がありまして、これは町独自ではやれないので、国・県への要望もしなければならぬと、町としては計画的にやっていきたいということで、今回、県の耐震性調査によって、危険度が高いと判断された矢口浦を含めた調査をする事になっている。

これに対して委員のほうから、さらに引本浦は港湾だと思うけれども、矢口浦漁港の調査ということになると、生熊から全体が該当するのかと、危険度というのは災害対策としての危険度をいうのかというお尋ねでございました。これに対して、水産担当の副参事から答弁がございました。ムナシから漁港区域に入るけれども、そこから現在防潮堤のあるところも含めて、大根林道の入り口にある船置場までが、国の計画に入れてある整備区域になる。海岸というのは防潮堤のことだけを言っていて、防潮堤のない大根林道沿いは計画に入っていないというお答えでございました。

続いて27ページの有害鳥獣駆除事業費についてでありますけれども、猿の尻尾を届ければ2万円だけれども、本体、体のほうですね、尻尾を除いた本体の始末はどうしているのかと、焼き場に持っていったり、始末は大変だと思うけれども、町のほうはどう考えているのかということに対して、産業振興課長のほうから尾鷲市、大紀町に現状を問い合わせたところ、両市町とも猟友会に同様な方法で捕獲してもらっているけれども、自己の所有する山へ埋めたりして対応しているということであったと、本町においても同様の対応で処理していることがわかったということでございます。

これに対して同じ委員から、猟友会の皆さんには猿や猪が出た場合は依頼してすぐ駆除してもらっていて、農家としては大変助かっていると、本体の処理については埋めてもらうような



ことを指示してやっていけるよう、町としても指導してほしいということでございました。振興課長のほうからは、猟友会にはそういう形でコミュニケーションを取りたいと思う、参考であるけれども猟友会に対しての助成は紀北町、本町は2万円、1匹ですね。尾鷲市が1万5,000円、大紀町につきましては猿だけではなくに、鹿、猪も含めて1匹というか1頭というか1万円ということになっているというお答えでございました。

それと昨年度では海山区と紀伊長島区では、猿の捕獲した場合の届け出の基準が違っておりましたけれども、紀伊長島では尻尾だけ、海山では両耳を付けるという基準がございましたけれども、これの統一についてのお尋ねがございまして、現在、両区とも尻尾だけの提出、添付に統一されているということでございました。

この予算に対しては別の委員から、両区における実績の報告を願いたいと、それから今回今年度は当初予算で50匹しかみていないけれども、現在の補正予算のほうが多いのは問題だと、当初から猿については必要な予算を計上すべきであるというご発言がございました。これに対して産業振興課長から8月3日現在の実績は、海山区で34匹、紀伊長島区が57匹で合計91匹、当初予算の50匹については、6月末ですでに予算が消化されてしまっていると、課としては当初予算で100匹分を予算要求していたけれども、去年の実績が70匹ぐらいだったのために、予算を削られてしまったと、年度によって多い少ないがあるけれども、課としては来年度は大目に予算要求していきたいという答弁がございました。

これの答弁に対して委員のほうから、補正予算の80匹分の計上というのは多過ぎるのではないかと、当初予算と合わせますと130匹分になって、去年の実績の70匹から比べると多過ぎないかと、こういうお尋ねがございました。これに対して課長から、過去の実績からいくと、去年は少なかったんだと、今年は山、山林だけではなくに、住宅の玄関まで出てくるほど増えていると、こういう理由の説明がございました。

これらについて130匹分で260万円の予算を使っているが、もっと効果的な方法を考えてはどうかと、一つの例として子どもが生まれないように不妊剤を使う方法も提案されているが、もっと研究してはどうかという、ご発言がございました。これについては産業振興課長から、今後、駆除方法については研究をしていくというご答弁でございました。

次に、29ページの引本港養殖場整備事業補助金について、県費180万円、町135万円という予算について、何パーセントが補助なのかというお尋ねがございまして、課長のほうから450万円の事業費のうち、県が40%、町が30%であるという答弁がございました。

次に、27ページの林政総合計画事業費について、その中で森林境界費は補正予算ではなくに、

当初予算で計上すべきものではないかという指摘がございました。これについて担当課のほうでは当初予算に計上するのを忘れていたということでございます。委員から指摘のとおり当初予算に計上するのが本来であると思うというお答えがございました。

次に18ページ、一般訴訟費について、委員のほうから本会議では調停中ということで一切の説明がなかったけれども、答えられる範囲で答弁してほしい。国も出席したのかどうか、お答えいただきたいということでございました。これに対して産業振興課長からは、非公開ということで本会議で町長が答弁しておりましたが、明日、この時点で明日14日の議員説明会ということですが、明日報告できる範囲で報告するという打ち合わせしていると、第1回の調停には国交省も参加したと、申立人、町、国交省の三者が交互に入って調停員から意見を聞かれた。3時間程度行ったという説明がございました。

申立人の人数についての確認がありましたけれども、申し立てについては4人で減っていないというお答えでございました。

これに関連して、議員説明会で日本土石の説明会が終わってからという意味かということでしたけれども、説明会というよりも報告ということになりますというお答えがございました。

以上で、産業振興課分については終了いたしました。

次いで、「建設課」所管分についてを議題とし、課長以下が出席いたしました。

まず最初に、今回の予算に計上されております都市計画の関係で、紀伊長島都市計画図の提出を委員会から求めまして提出されております。

歳入については質疑がございませんでした。

歳出の32ページ、住宅管理費について、あけぼの団地の場所のお尋ねがございまして、建設課長のほうから相賀・汐見区の町営住宅で、今回の予算の対象はあけぼの団地のB棟、3棟ありますけれども、A棟は昭和50年、B棟は52年、C棟は58年の建設であるということでございます。さきほど申し上げました都市計画図の提出されまして、32ページの都市計画総務費に関連して、現在の都市計画図を基に都市計画区域及び都市計画道路の説明がございました。

これに対して委員のほうから本町は合併して2年経つが、紀伊長島区だけではなく、紀北町全体の都市計画区域指定を検討しているのかというお尋ねがございました。これに対して建設課長から、現在検討はしていない、紀伊長島都市計画区域は未線引指定、線引きしていないという意味です。未線引指定で市街化調整区域等の指定はされていないと、計画区域、これは東長島、西長島、三野瀬地区ですけれども、計画区域指定と指定でない地域との大きな違いは、建築確認が必要かどうかの違いであると。

これに対してさきほどの委員から、住民の意見を聞くことも必要だと思うけれども、紀北町全体に計画の検討が必要だと思うと、さらに今回の予算に計上されている調査項目はどのようなのかということでお尋ねがございました。課長から、今回は都市計画法第6条の規定により、おおむね5年ごとに県が市町に資料提出等の協力を求めて実施するものであって、都市計画法省令の規定では13項目ある。その中身は地価の分布とか、事業所の数等で今回の計画変更等の、今後の計画変更する場合の基礎資料になるものだと、今回の調査、事業計画を作成するものではなく、今後の計画の基礎になる調査であるということでした。

この都市計画図に対して、実現不可能な道路計画もあると思うけれども、現時点での実態を説明してほしいという質疑がございまして、これに対して課長のほうから、紀伊長島の都市計画は昭和10年、戦前です。昭和10年に区域決定されている。その後追加変更等がなされているけれども、現実的にできないものは変更等もあるので、県の指導で今後見直し作業が出てくる。現行の都市計画道路のなかでは、これは例として上げられましたけれども、長島港海岸堤防道路、長島橋のところから前浜の港へ堤防の上の道路ですけれども、計画ですね。長島港海岸堤防道路や呼崎地区の道路計画は実情にそぐわないと考えていると、今後見直しを行う必要があると思うということでした。

なお、高速道路の正式名称は、近畿自動車道紀勢線なのか、都市計画の中で使われている東紀州自動車道なのか、どちらが正式名称だというお尋ねがございまして、これに対して山本課長のほうから、都市計画決定上は東紀州自動車道と、ただ国土交通省等では近畿自動車道紀勢線尾鷲勢和間という表現を使っていると、同じ路線で2つの名称があるわけですが、一般的には近畿自動車道紀勢線のほうを使っているというお答えがございました。

最後に、委員のほうから、都市計画事業をやるなというのではなく、町全体を見て事業をやるべきであると、つまり紀北町全体に都市計画を広げるべきだというご発言がございました。これは討論ではございません。そういうご発言がございました。

以上で、「産業振興課」「建設課」の所管分を、当委員会の所管分の質疑等を終了して、討論、採決に入りました。

討論はなく、採決の結果、反対1の賛成多数で本案については、本案の関係部分については原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に、議案第68号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたしました。

水道課の課長以下が出席いたしております。

最初に、委員のほうから原配水費と水道施設建設改良費についての説明が求められ、原配水費 259万 2,000円の工事請負費の内容と、水道施設建設改良費 1,800万円の非常用発電機設置の内容の説明がございました。予備費についてもお尋ねがありまして、18年度決算の繰越金が 3,686万 2,000円で、そのうち当初予算に 1,327万 1,000円を計上しておりますので、その残額を含めて今回の補正予算の合計額 4,313万 3,000円から、歳出の合計額 1,792万 2,000円を差し引いたものを予備費に計上しているという説明でございました。

本予算の高速道路建設事業補償金についての質疑がございまして、年度ごとに受け取るという説明があったけれども、総額としてはですね、年度別ではなしに総額としてはいくらになるのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから補償総額はまだ出ていない。今年度の 2,713万 9,000円は用地費 700㎡、それから馬瀬浄水場の調査設計費であるという説明がございました。

この補償交渉は成立しているのかどうかという確認がございまして、全体の補償交渉としては馬瀬浄水場移転する費用がまだ出ていないので成立していないと、交渉は妥結していない。今回の調査実施計画により全体の事業費が出てくると、国土交通省との交渉は昨年度から実施しており、本年度3回の交渉を行い、町負担が発生しないように進めていると。

今回、馬瀬浄水場の移転について新しい浄水場の能力は、現在の浄水場の能力と同等のものかという確認がございました。これに対して課長のほうから移転補償なので同等であると、用地を広げたり浄水場の機能を大きくすると、町負担が発生するということとございます。

それから上里浄水場の非常用発電機 1,100万円については、どこで購入するのかと、地元の業者なのかというお尋ねがございました。これに対して課長から、町内の浄水場は9カ所あって、すべてにポンプ等の設備があるけれども、設備の更新は入札で行っていると、入札業者の選定は事業の内容によるというお答えでございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論なく、採決の結果、全員賛成で、原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に、議案第70号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

課長から内容説明のあと、委員のほうから古里・道瀬簡易水道配水池の候補地はどこなのかと、場所を説明していただきたいというお尋ねがございまして、海野と古里を結ぶ県道の峠から、旧道を海野側へ50mほど下がった県道沿いの一帯であるというお答えでございました。

それから十須簡易水道の滅菌機購入についての予算について、他の場所にも付いているのか

どうかという確認がございました。滅菌機は塩素を送る機器で浄水場には必ず付いている機械であると、十須簡易水道の滅菌機は平成8年に購入したもので、修繕できないので購入費を計上したというお答えでございました。

次に、町道真谷線改良工事に伴う配水管布設替え工事の財源の質疑がございました。これに対して配水管布設替工事 198万円の財源は、簡易水道事業債 100万円と過疎対策事業債90万円と一般財源であるということです。この改良工事について町道の改良工事を実施する際に、配水管の口径を太くしていこうということかと、この簡易水道については上水道の統合計画があるので、その際には細い管では対応できないということなのかということお尋ねがございました。課長から町道真谷線における配水管布設替工事については、簡易水道統合計画の中で布設替の予定があり、今回の町道改良工事に合わせて先に配水管の布設替を実施するものであるということでございます。

次に、平成19年度で産廃訴訟が終わっているけれども、予算に成功報酬が計上されていないのだけれども、成功報酬については、契約上、別途協議というふうに書かれていると、町が敗訴したため、成功報酬は支払わなくていいということかと、また代理人のほうから報酬の請求はなかったのかと、協議は行ったのかという質疑がございました。これに対して課長のほうから、成功報酬については町が敗訴したため、支払わなくても良いということで、代理人のほうから請求もなく、協議は行っていないという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論なく、全員賛成で、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第71号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）の請負契約についてを議題といたしました。

建設課が出席いたしております。この第71号の議案につきましては、副委員長と交代して、副委員長が議事運営をいたしております。

委員のほうから、23業者を指名して、9業者が入札参加を辞退したと、もう少し指名業者の数を絞れないのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから指名23業者のうち、9業者が辞退している。本年4月から入札契約の所管は財政課に移っており、指名審査の時点で業者側の請負工事件数や主任技術者等の把握が難しく、指名格付け基準により、町内の土木工事A、B両ランクの全業者を指名しているということでございます。

これに対して委員のほうから、落札率が74.76%で、最低制限価格の金額で落札されている。発注した側はいいけれども、過大設計の指摘もされるし、地元業者の育成も考慮して、地域で

指名業者を決める等指名審査会で協議をしていただきたいというご発言がございました。これに対して課長のほうから、最近特に官製談合の問題が各地で指摘されていると、地域的な理由などによる指名は官製談合となることも考えられることから、できる限り指名格付け基準により、決定していくことが望ましいというお答えがございました。

さらに委員のほうから、75%最低制限価格、75%というのは妥当なのかどうかということも検討してもらいたいというお尋ねがございました。8月1日から最低制限価格の見直しが行われていると、地方自治法及び会計規則では、5分の4から3分の2までの範囲で最低制限価格が決めることができることになっており、現在三重県が行っている算出基準を準用して、少しは改善されたのではないかと考えているというご答弁でございました。

これに対して別な委員から、当日の入札で落札した業者が次の入札には参加できないといった考慮はできないのか、特定の業者がいくつも落札する場合もあり得るから、配慮しなくて良いのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから、入札業務は財政課でやっているので建設課としては入札契約業務には携わっていないけれども、工事番号順に入札を行っている。指名の際に落札業者が次の入札に参加できないという規定を設けていないので、適正に執行されているものと考え、事前に入札条件に規定を設けていけば除外できるけれども、特殊なケースで複数の工事を落札した場合に、工期内に完成が困難と推測されるような場合には、そのような条件が付けられる場合もあると考え、今回の入札では指名審査会でそのようなケースに当たらないという判断だというご答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、賛成討論として、指名審査会で十分審査し、指名することを要望するという討論がございまして、以上で討論を打ち切り、採決の結果、全員賛成で、本案を原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に、議案第72号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事請負契約の締結についてを議題といたしました。

理事者側は産業振興課の課長以下が出席いたしております。

この工事請負契約の入札にあたって、失格した業者は何社あるかというお尋ねが最初にございまして、5業者が失格していると、最低制限価格を下回る金額だったからだというのが失格の理由であります。

これに対して1,244万7,550円が予定価格を下回って落札されたため、予算としては残っていると思うけれども、これは返却するのかというお尋ねがございました。産業振興課長から、この海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業は平成6年から始まって、本年が最終年度であり、

事業精算にあたるので残ったお金は、残った予算は返還しますということでございました。

これに対して同じ委員から、さらに入札差金をどう考えているのかと聞きたいと、せっかく県に対して頑張って予算を獲得してきたにもかかわらず、入札差金で1,244万円もの予算を残して、国や県に返還するのはいかがかと、さらに返還は当然だと思うけれども、今後こういう事業起こした場合、頭から5,700万円じゃなくて、4,500万円で作れるじゃないかと、当局に言われないのかと、そうなるいろいろな事業において、要求した額よりも70%ぐらいにしか国や県が認めてくれないような大変重大な問題になってこないのかということで、課長の認識を聞きたいということでございます。

これに対して課長のほうから、入札によって74%になったわけですがけれども、当初の設計においては6,300万円ということで、最初から国・県には精算金が出れば返還するということになっております。そうするしかほかの方法はなく、別の箇所を工事するというわけにはいかないという答弁でございました。こういったふうに返還するのはもったいないという気が正直なところするという課長のお答えでございました。

さらに委員のほうから、23業者を指名して5業者も辞退するという指名の仕方はどうなのかと、もう少し地元業者を大切にしないと、災害が起きたときに困るのではないかと、辞退する業者があるわけだから、そこまでして指名することもないと思うと、もう少し地域の事情を考えて指名するような方法を今後検討するべきではないかと、そうしないと地元の業者がどんどん減り、税収も減る。そして雇用の場もなくなってしまうという趣旨のご発言がございました。

これに対して課長のほうから、入札の執行については財政課の管財係でやっているけれども、指名審査会のメンバーに産業振興課長も入っている。23業者でA、B両ランクの町内業者を入れているけれども、5業者が辞退したという理由はわからない。Bであっても削るわけにいかないで、すべての業者を入れておりますというお答えでございました。

委員のほうから、さらに合併以前にはそれぞれの地区にそれなりの業者がいた。町が合併して広がったので不公平のないよう、同じランクで指名するというのはわかるけれども、今後のことを考えると、特に災害が起こったときに難しいと思う。地元のことを考えての配慮が必要だと思う。検討していただきたいということでご発言がございました。さらに別な委員から、入札結果調書によると、4業者が最低制限価格とぴったり同じで入札していると、最終的にはくじ引きで決定したということですが、これは積算能力が高くなったからという説明があったけれども、新たな参入業者が増えた段階でもこういう自体になることは理解しがたい。また精算によって入札差金が返還されるということだけでも、町単事業だけですか、町の収入に入

ってくるのは県の事業の場合、全然還元されることはないのかという質疑がございました。

これに対して課長から、くじ引きの4業者についてはコメントのしようがない。町単事業については当初予算を見て入札を行い、100万円の事業が70万円であれば30万円が浮くということになるけれども、県単、国の補助を含めてですけれども、精算により実績報告によって返還するということになると、平成19年度については国費としては730万円の減額、県費は292万円、町が394万2,000円の減額、地元、これは海野浦漁協を指しますけれども、地元には3%負担してもらっていますから、43万8,000円の減額ということになるという説明がございました。こういう結果になったので、12月の補正予算で減額補正することになるということがございました。

賛成、反対両討論ともなく、本案については全員賛成で、原案どおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第73号 町道真谷線道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたしました。

建設課が引き続いて説明にあたりましたけれども、途中から委員から動議が提出されまして、財政担当課長の出席を求め、出席いたしております。

最初に、談合情報の問題が議論になりました。談合情報のハガキそのものが実在するかどうかを確認するために、委員会に提出してもらいたいという要求がございました。これに対して課長のほうからは談合情報に関するハガキの取り扱いは、総務課文書係で行っています。委員会に提出するためには、総務課と協議したいということがございましたので、休憩をとりました。

その後、総務課文書係と協議後に、建設課長が持参いたしました。ただ、課長の説明によりますと、談合情報ハガキの扱いは公文書にはあたらないと、私文書扱いということで、これは筆跡等で情報提供者が推測されることもあり得るので、委員長、私でございますが、委員長が代表してハガキの存在を確認するというので了承していただきたいということで、委員のほうから異議なしということで、私、委員長が代表して談合情報ハガキの存在を確認し、中身も拝見いたしました。

このハガキに対して、他の委員は見ておりませんが、匿名で今後このようなハガキがきた場合どう対応するのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから、今回の談合情報では、ハガキを町が受理した時点では、その取り扱いの規定がなかったと、そのため県の談合情報マニュアルに基づいて対応した。その後、財政課で9月1日付で紀北町談合情報対応マニュアル、また紀北町公正入札調査委員会の要綱等を制定したと、今回の情報は信憑



性が低いとの判断で、入札時に参加者に調査があることを宣言し、入札を執行したと、そのまま入札を執行したと、その結果、談合情報に書かれていた業者が落札候補者になったので、落札決定を保留して、翌日入札参加者から事情聴取を行ったと、今後の対応についてはさきほど申し上げた紀北町談合情報対応マニュアル及び公正入札調査委員会の要綱等の審査になると、談合情報があった場合、公正入札調査委員会で審議し、対応を決定することになるということでございます。

この説明に対して委員のほうから、マニュアルと委員会の設置要綱の提出を求める発言があり、財政課から取り寄せて提出されました。

この2つの文書に対して委員のほうから、8月7日に談合の投書がきている。翌8日に指名審査会を開いて、8月30日に入札を執行している。談合情報の取り扱いを指名審査会において審査したのかと、まだ談合情報があってからマニュアルをつくるということ自体が、行政の怠慢ではないかという指摘がございました。これに対して課長のほうから、指名審査会の時点で財政課談合情報の存在を知っていたわけですが、情報の信憑性が低いと判断して指名審査会でそのことを、談合情報をきていることを報告せず、指名審査が行われた。旧町のときにはそのような情報もほとんどなかったことから、要綱が作成されていなかったけれども、情報があった場合には県のマニュアル等を準用して対応する方針であったということでございます。

これに対して委員から、今後は何あってから作成するのではなく、反省して今後は対応するよう副町長にも伝えてくれと、今後悪い評判が出て、このような投書が増える可能性がある。情報提供者の住所、氏名等内容がしっかりしたものだけに対応すべきである。低入札の時代であり、業者のことも考慮し対応すべきである。執行部とも協議してもらいたいというご発言がございました。それからさらに別な委員から、配布されたマニュアルには公布日も記載していないが、これでいいのかということでもございました。

これに対して課長から、公正入札調査委員会設置要綱は正式なものであると、マニュアルは県のマニュアルを準用するものだと考えていると。

これに対してマニュアルは法的に通用するものなのかというお尋ねがございました。これに対して課長は、私の判断だけでもと断ったうえで、事務処理上の手順を決めたものだと考えると、この答弁に対して委員のほうから財政課長の当委員会への出席を求める動議が提出されました。お諮りしたところ、採決したところ全員賛成で動議が可決成立し、財政担当課長の出席を求めました。これ以降、太田財政課長が出席いたしております。

財政課長に対しての質疑がございまして、委員のほうからマニュアルを9月1日付で作成し

たとのことですが、作成年月日、公布日、責任者等が記載すべきではないのかということに対して、財政課長からマニュアルは県のマニュアルに準ずると記載し、理事者の決裁を受けていると、作成日等は入れたほうが良かったかと思うということでございました。これに対して問題が発生してから作成した基準で万全なものではないと、今後このようなことのないよう厳重に注意をいたしました。

さらに法的に通用するかどうかというお尋ねがございまして、財政課長が法的に問題がないと考えるという答弁があって、町長の決裁を受けた文書が委員に回覧されました。

この決裁文書に対して、町長の決裁さえとったら有効なのかというお尋ねがございました。財政課長から、地方自治法により町長は要綱、規定等の制定権を持っておって有効であるというご答弁でございました。

このあとさらに入札執行責任者である財政課長が、常任委員会の審査にあたって契約案件が議題になったときに、なぜ最初から出席しないのか、また建設課長は入札会場に同席していたのかどうかという質疑がございました。建設課長は入札には同席していないというご答弁であり、財政課長は契約案件に出席すべきではないのかの意見に対して、ごもっともですと、事務所にて待機しておりましたが、今後は契約案件には同席いたしますというお約束がございました。よって、委員会のほうからは今後契約案件については、当委員会へ財政課長の出席を求めるという事務局に指示いたしております。

その後、さらに委員のほうから例規集に公正入札調査委員会設置要綱を掲載するのかというお尋ね、それから要綱の最後に別紙対応マニュアルに基づき事務処理を行うと記入してはどうかと、また入札調書の作成も明記すればどうかというご発言がございました。財政課長から公正入札調査委員会設置要綱の掲載、例規集への掲載については総務課と相談すると、対応マニュアルの改訂については検討するというございました。これをもって財政課長は退席いたしました。

次に、工事入札についてさまざまな工種があるので、工種によって指名業者の検討をしてはどうかというご提案がございました。これに対して建設課長から下請制度もあるので、同一工事としての発注は手順を踏めば施工も可能だと考える。指名審査会の委員であるので提言し、検討したいと考えますと、総合評価落札方式などについても県の指導があり、今後検討されると考えるということでございました。

以上で、質疑を終結し、討論はなく、反対1で、賛成多数で原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上で、本会議から付託された全案件については審議を終了して、その他に入りまして、建設課長のほうからですね、三重県道路協会会長今岡陸之伊賀市長から、紀北町議会議長あてに道路財源にかかわる意見書の提出についての依頼がなされていると、紀北町議会9月定例会において意見書の提出をお願いいたしたいという、これは建設課長からの要望がございました。

この件につきまして、私のほうから建設課からの申し出について、三重県道路協会からの意見書の提出の要望ですけれども、先般の議会運営委員会で産業建設常任委員会で担当してくれという決定があったと、これを議題としたいので異議ありませんかというお諮りをしたところ、異議なしということで、内容説明については建設課長と議会事務局長が説明がございました。

さらに議会運営委員会では委員会発議、議員個人ではなしに委員会発議で定例会本会議に提案してほしいという依頼を受けておりますので、その件について委員の皆さんのご意見を承ったところ、全議員がいずれも同感ということで、委員会発議で提出することが全員賛成で決定いたしました。

その後、意見書の文案の協議を行いました。例として3案ほどございましたけれども、委員の協議で修正したうえで、全員が修正案に賛成されて、本日、委員会発議で追加、本日、本会議に追加提案いたします。これについては議題に上がった時点で私のほうからご説明申し上げます。

以上で、付託案件並びに委員会発議についての審査結果の報告を終わります。

---

## 議長

ここで暫時休憩いたします。

1時より再開いたします。よろしくお願いいたします。

(午後 0時 06分)

---

## 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**議長**

なお、1番議員が、ただいま議場におりませんので、会議録署名議員の追加指名を行います。  
2番 中村健之君を指名いたします。

---

**議長**

それではこれより、各常任委員長報告に対しての質疑を行います。  
まず、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。  
議案第64号 政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑される方はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。  
次に、議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常任委員会に係る部分についての質疑を行います。  
質疑される方はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。  
これで総務財政常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

**議長**

続いて、教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。  
議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。  
質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第69号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、請願第3号「30人学級を柱とした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

**1 番 東篤布議員**

この請願ですね、僕は30人学級は良いと思うんですが、その理由の一つとして、さきほど委員長報告でですね、30人学級を認めていただければ何クラスか増やせるんだと、何クラスが増えることによって教員が何名増えるんだとこうおっしゃってましたけども、教員の数を確保するために、この30人学級を希望しておるんじゃないと思うんですが、やはりそのより良いその何と言いましょうか、子どもにですね具体的な丁寧な教育していく、30人学級を認めていただければ2学級できる。認めていただけないからやっぱり複式になっていくと、こういうこともあるわけなんで、そういった意図と判断してよろしいんでしょうか。

さきほどおっしゃったように、先生を確保するためにという説明されてましたけど、それはちょっとおかしいと思うんですよね。もう一度ちょっと委員長に聞いていただきたい。

**議長**

11番 入江教育民生常任委員会委員長。

**教育民生常任委員長 入江康仁議員**

ただいまの1番議員の質問に答えさせていただきます。

30人学級の中で生徒を中心としない、またその30人以上の中でね、クラスを増やして先生の雇用を増やすというような理解でよろしいでしょうか、質問。それに対してはですね、さきほどの報告の中ではその先生の採用をもということがありました。これ現実にはですね、やはり生徒を中心とした学級の中でですね、やはり25人の下限を含めて子どもたちに細やかな教育を実現するためにもと、30人を進めてほしいというような意見の中で答弁させていただいたと思うんです。だからその教員を採用するとかということのような重視したような意見はございませんでした。

**議長**

他に請願第3号でございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、請願第4号 「『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

1 番 東篤布君。

## 1 番 東篤布議員

私、常々この子どもの安全、防犯ということを考えるときにですね、よくどこの市町村でも地域で守ろうね、子どもたちみたいなことが書いてございます。合併前の紀伊長島町、今現在の紀伊長島区ですけども、東長島トンネル、ごめんなさい、あれは長島トンネル、西のところですけども、そのトンネルの横に歩いて通る歩道トンネルがあるんですけどもね、そこで少し痴漢行為といっちゃいましょうか、ちょっと凶器を持った男の人がですね、子どもにこう話しかけとったとか、何か棒を振りかけたとか、そのような噂が生まれて、警察の方にも立っていただきまして、それでまた地域のPTAの皆さんも立ってくださったんかな、あのときに。そしてその通学路一時閉鎖しました。生徒さんが通らないようにということで、そして教育委員会のほうからの強い要望で国交省をお願いしてテレビカメラを付けていただいたんですね。中が全部見えるように、両方で。約3ヵ月ぐらいかかりましたけれども付けてくださいました。

問題はその後なんですけども、その付けたテレビカメラを誰が見ておるかということなんですけども、私は当然それは学校当局がですね、見てくださっておるのかなと思ってました。というのは、その3ヵ月の間校長先生も立ってましたからね。しかしながら、委員長ね、私はこの子どもたちの安全を守るためにこうしてください。法律をつくってくださいと要望はいいんですけどもね、やはり私は思うには、自分たちが自らですね、子どもたちを守るために何をすべきか考えねばならんと思うんです。私たちはこの学校安全法というのをですね、制定するためにこう要望しています。それで責務を果たされるものじゃないと思うんです。そういったような話が出なかったのかなとこう思いましたですね。ただ国に、県に要望するだけじゃなくて、地域でですねどのような安全対策を講じておるのか、せっかく付けていただいたテレビカメラをですね、見ておるのは国交省なんです。じゃ常に見ておるかと言うて見てません。何10カ所もカメラが座っております、災害のときにもいろんなところをこう映しておるわけです。何かあったときにテレビを切り換えますけれども、私は実際に国交省に行って長島の歩道トンネルのカメラ映してくださいとこうお願いしたいときですね、国交省の職員よう変えんだですよ、チャンネルを。不慣れなせいであったのか、カメラの台数が多いのか知りませんが。

僕は一度学校のほうに行ってですね、是非そのカメラ付けてください。そのようにお願いしたんですけども、この要望する前に自分たちでですね、今現在何をやっておるのかといったお話は委員会でございませんでしたでしょうか。ちょっと話が長くなりまして申し訳ございません。

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

ただいまの東篤布議員の質問なんですけど、それは以前ね、私どももいろいろ聞いております。そして篤布議員もですね、いろいろご尽力したことも聞いております。しかし、これはあくまでもですね、この学校安全法というこれ仮称なんですけど、あくまでも今、篤布議員が言われたことは地域で、日本ね、広く考えた中で、地域地域でいろんな問題等があると思います。しかし、そういう問題を一つにしてこの法律を決めてから、今言われたことのね、小さなことに入っていくと思うんです。各地区地区の地域地域の問題に入っていくと思うんですよね。そういう中で気持ちはわかるんですけど、この学校安全法の活用の中の質疑においては、そういう質疑はございませんでした。

1 番 東篤布議員

はい、ありがとうございました。

議長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第5号 最低保障年金制度の実現を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

教育民生常任委員長にお尋ねをいたします。

さきほどの委員長報告の中で、この審査結果についてですね、私の聞き方に間違いなければ、賛成多数、可否同数のため委員長が賛成したと、こういう報告されましたが、審査結果報告は議会事務局が調整したものだと思いますが、確かにそのような結果ですか。ちょっと確認します。

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員



審査の結果、可否同数になりましたので、あとはもうこの可否同数になった場合は、もう委員長としてはですね、否決のほうにという説もございます。しかし、そういうような条例に対してはですね、明文されてないんで、あくまでも可否同数の場合、委員長の判断ということで、私は賛成に回りまして、賛成多数となったわけです。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ご承知のとおりですね、本会議における議長、常任委員会における委員長は、厳正中立の立場で賛否を表明すべきものではないわけです。ですから、賛成したというのが私は誤りではないかと、こう受け取ったんです。これは委員長裁決の結果とすべきであって、賛成多数という表現は違いますよ。釈迦に説法ですが、委員長裁決のさいという字は裁判というの裁と書くんです。採る採決じゃなしに、裁いた結論です。

ですから、可否同数の結果、委員長が採択すべきものと裁決しましたという報告を私はすべき、これは報告書の書き方が誤っているのではないかとということが一点。それと委員長もお気づきかと思いますが、厳正中立の立場ですから、現状維持の原則というのがあるんですね。現状変わるべきではないという、可否同数、つまり意見が真っ二つに分かれているときは、議長とか委員長は、新たな行動を起こすべきではないというのが、これは現状維持の原則で、そのご自身がこの請願の趣旨に賛成とか反対じゃなしに、真っ二つのときは現状維持というの、これは法律ではなしに原則です。ルールです。私はですからそのときに議会事務局は同席、出席してなかったのかな。あるいは副委員長あたりがそういう意見を申されなかったのか、現状維持の原則というのがあるわけで、原則ですから、違法とか違法でないとかというのじゃないんです。原則は現状維持です。ですから、私その辺がちょっと不思議に思うのと。

結果の報告の表現が間違えているんじゃないかと思いますが、賛成多数ではないと思います。これは委員長ご答弁ください。

---

議長

ここで暫時休憩いたします。

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

ただいまの北村議員の質問に答えさせていただきます。

私はこの可否同数になった場合ですね、委員会での可否同数というような中で、この場合、現状維持の原則が働くこととして、委員長は消極的な裁決をするべきだと主張する説があると、これは現状打破しないし、すなわち否決すべきという説であるが、委員会条例には特にそうした明文はなく、可否、否決、いずれも良く、要は委員長自身が判断して裁決すれば良いというようなことの中で、私は判断いたしました。

そして報告といたしまして、ちょっと誤ったところもありますんで、請願第5号について、採決を採った結果、可否同数（3対3）であったため、委員長が賛成し、賛成多数によって本請願は原案のとおり採択することに決しましたと、こういうふうに変えさせていただいていいですか。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ですからですね、私はそれは委員長、あくまでも原則であって、どちらを決定しても違法とかどうとかではないわけですが、賛成多数という報告は誤りじゃないかと言うておるんです。ですから、報告としては可否同数、採決の結果可否同数でありましたと、次の裁決は字が違うんですね。裁く決する。委員長が可決と裁決したと、裁いたとでもいいですけども、と報告すべきで、採るほうの採決は可否同数ですよ。それで委員長は議決権はないんですから、裁くわけですよ。ですから、その報告書の書き方が誤っているんじゃないかと私は思うんです。

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

ただいまの北村議員の質問に答えさせていただきます。北村議員の言われるところも一理あると思いますので、賛成多数は取り消しさせていただきます。そして私委員長が、この可否同数のため、私が賛成に同意して、可とすべきものとして裁決したと、そういうふうに改めてさせていただきます。

議長

ほかにございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

教育民生常任委員長はえらい暑そうなんですけど、ちょっと今しか質疑のときがありませんのでお聞きします。この意見書案なんですけれど、内容を見ますと6行目。

議長

委員長報告に対する質疑になります。どういう意見があったとかそういう形で表現してください。

16番 東澄代議員

すみません。委員長の報告内容は把握してますので、意見書の内容についてあったかどうかって聞いたかったんですけど、あとでします。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第6号 透析患者への通院費用の特別支援を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

委員会の中でですね、こういったことを質問されたと記憶しておるんですが、例えば本町で透析を受けておられ方々は何名おられるんですかと、このような質問が出て、執行部のほうの

お答えはですね、個人情報にあたるので答えられませんと、ただ私では70数名かなと・・・の数を数えるわけでないもんですから、個人の名前を明かせと言うておるわけじゃないんです。よく防災訓練中でも問題になります。体の不自由な人に手を貸そうと言っておきながら、集まってきたもどこのどなたさんがどのような状態かわからないから、誰もそこへ助けに行けない。救助に行けない。手を貸そう、弱者にね、皆で救助に行こうと、言うておることは格好ええけども、実際に行われておることはですね、情報公開だから誰も知らない。誰にも言えない。それでいざ災害になったらどうするのかないつも思うわけですけども、それと同じようにこの問題はですね、こういったことを要望するにあたってですよ。自分とこの町の現状把握もできないままで、このような要望書出してもですね、私は何の意味もないと思います。出すことには反対ではないんですけど、情報公開の意味を勘違いされているのではなかろうかと思うわけですし、だからそのような答弁された方に対してですね、多分議員さんから情報公開の意味はこうですよと、違うんじゃないですかみたいな意見は出なかったでしょうか。

私はどこどここの誰れさんが透析受けておる。これは駄目ですよ。ただ、当町に海山区に何名、紀伊長島区に何名、それを知っておらんだら災害になったときにですよ。通行止めになったときに、どうやってその方々をですね運ぶんですか。人数が把握できておったら、ヘリ1台呼んだら5名乗れる。船だったら何名とこうなっていく、人数を把握できてない、誰が知っているのですか。というふうな質問は出なかったですか。私は切実に思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### 議長

入江教委員長。

#### 教育民生常任委員長 入江康仁議員

篤布議員の質問に答えさせていただきます。

さきほどそのはっきりとはですね言えないけど、やはり情報公開の中で個人情報というものの中のこともありますので、人数としては76名だと、去年ね。それで情報公開のこともあり把握できかねないということで、74名か75名でないかというような答弁がございました。

ただ、あくまでもこれに対してはですね、やはり自分から病気になっているとか言ってこない人もいると、隠したい人もおるということでなかなか把握ができないというような答弁もありました。以上です。

#### 議長

ほかにございませんか。

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

その請願者はですね、尾鷲総合病院の腎友会の会長からであります。対象は従ってですね、広域にわたると思うんですが、尾鷲総合病院へ通院されておる他の市町ともできるだけ歩調を合わすべきではないかと思うんですが、説明では尾鷲市は12月に提出する予定とお聞きました。なぜ9月に提出されなかったのかどうか、そしてその尾鷲総合病院へはその尾鷲市だけではなしに、ほかの市町の方も通院されておるとは思うんですけども、そこら辺の市町の見通しはどうか。このようなことについて質疑はなかったかどうか、お聞きします。

**議長**

入江委員長。

**教育民生常任委員長 入江康仁議員**

松永議員の質問に答えさせていただきます。

その尾鷲市が上げるのはいつかという質問がございました。さきほど言われたように12月と、それに対してなぜ12月かというところまでの踏み込みの質問はなかったと思います。

以上です。

**議長**

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、どうもご苦労様でございました。

続いて、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

たくさんあるんですけども、まずページからいきますとですね、13ページ、15款財産収入のところ、2項1目、まずここでお尋ねしたいのはですね、どうも中部電力さんであったり、

国交省であったり、森林組合さんであったり、ちょっと私理解しかねたんですけれども、町がつかんでおると言いましょうか、町が持つておると言いましょうか、県が持つておると言いましょうか、単価に非常に違いがある。私も常々国交省、県等の単価を見ておりますとですね、何を根拠にこのような単価を出しておられるのかなと、よく疑問に思います。

前回一度、県にお尋ねしたところ、コンサルタントが言うから間違いはないんだというふうなねお答えでした。いわゆる何年かに一度見直しかけられますとですね、土地の評価基準等も下がってきております。地方は都市部に比べて下がっておるのはよく知っておりますし、この地域ですと3年前から比べると4.5%ほど下落しておるやに聞いております。しかしながら、県当局が出しておる今現在の地価評価額というのはですね、10数パーセントに差があるように私は思うわけですね。実際に県が今まで買収してきた価格をずっと私は統計的に調べてみてみますと、3年前の価格と今現在と比べてこれ違いがあるわけです。だから県に私はコンサルタントに業務に委託するのはよろしいけれども、県独自ですね、コンサルタントが出した答えが正しいか、正しくないかという判断基準はないんですかと言った。

残念ながら、今のところ県から私には提出していただいております。それと同じように町としてもですね、県が言ったから国が言ったから当町もこうなんだ。そうじゃなくて町独自の単価があればですね、このようなバラツキはないはずです。その点について委員長によろしければですね、このどのような違いがあるのかわかりやすい資料をですね、いただけないかと思う思います。そうしませんと、せっかく町民の財産を売却するにあたって、その値段が妥当なのかどうなのか、特に問題になっているのは買収するときなんですけども、過去の町の買収した土地なんかを見てましても、通常でいう民間同士で倍々されておる値段のですね、数10倍とは言いませんけど、5倍ぐらいの価格で買収している事例もあるわけです。

だから、この点を明確にしておかないとですね、町民の財産は売り買いするにあたってですね、言い訳が立たないんじゃないかならうかと思しますので、その辺の資料請求を要求された議員さんがおられなかったのかなとみたいなね。また今からでも出せるもんなら出していただきたいと思う思います。

次、23ページですけども、歳出にあたります。これ簡単にいきますけども、お猿さんの話なんですね、27ページ。今年度予算当初で70匹計上されてまして追加で80匹出てきた。それだけお猿さんが多いとこう判断されたんでしょうけども、私はこの匹数が多いんじゃないかとですね、いわゆる150匹になるんじゃないかならうかと思うんです。130匹ですか、失礼しました。1匹当たりの単価は大紀町が1万円、尾鷲で1万5,000円、当町で2万円、この金額の差異はよろし

いんですけれども、130×2万円はいくらになるんでしょうかね。かなりの高額になります。であるならば毎年こういう予算をかけていくのであればですね、違う意味でのですね、例えば三浦の漁業組合さんが山間部に入ってですね雑木の植林をされております。それはこういった鳥獣被害をなくそうという目的から、治山治水の面もあってですね、そして山は海の恋人だみたいだね、うたい文句のもとにもう10数年やっておられるわけですけども、そういったところにですね、この何パーセントかでもね、予算を割いていただければ、私はこの駆除を止めよ言っておるんじゃないんです。これだけの高額の予算を出すのであれば、もう少し視線を変えてですね、10年、20年先になったらお猿さんが野に下りてこなくても山で生活できるような町にしていこうと、そのためには今からでも少しずつでもね、そういう植樹に予算を回していただけないかな、そういうような話が出なかったのかなとみたいにかう思います。

次はですね、3番目は訴訟費の問題です。18ページ、ちょっと私聞き逃がしたのか、ちょっと記憶が漏れたのか知りませんが、次ですね先方さんとの話し合いの期日はいつでしたかね、ちょっとそれも教えていただきたいと、28日。そしてこの訴訟費のこれが認められなかったら、2回目の調停はできないとこうなるわけですか。ちょっとその点お尋ねします。私は町長に何度もお尋ねしたんですが、町長は業者の皆さんと1回しかね、お話をされてないこう聞いてます。もう少し時間をかければこのような争いをしなくても済む方法が私はあると思います。そういった意味でのですね、その点をお尋ねします。もし、この議会でこれが否決されたら、どうなるのかということはお尋ねしたかということ、大事なことです。

次に32ページ、都市計画のですね長島区にはあるけども海山区にはない。いろんな話が出てきたけども、プラスマイナスですね都市計画で縛って良い点と悪い点、そこを明確にされたうえでこの事業を進めていくべきなのか、そしてなおかつこの事業を海山区まで広げて良いのか否やという判断するにあたってはですね、こういう網をかけることによってどのようなプラス、さきほど委員長の報告ではまず簡単に申しますと、家を建てるときに許認可が要るんだとこうおっしゃっていました。私はそのほかにもあるんじゃないかなとこう思うもんですから、お尋ねします。そのような話が出なかったかどうかという。

次ですね、ちょっとわかりにくいもんですからね。4番、32ページは終わりましたね。以上でした。すみません。

**議長**

北村産業建設常任委員会委員長。

**産業建設常任委員長 北村博司議員**

東篤布議員のお尋ねは4点であったかと思えます。まず最初にですね、13ページ、財産収入の中の立木の売払収入についてですね、資料を提出させたか、また今からでもこの本会議に出せないかどうか。あるいは町は民間に比べて数10倍で高い民間のあれに比べて、売買に比べて高い補償金をもらっているのではないかというご趣旨でしたね。違う。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

町は払っておるのじゃないかと、いやそれは買収のときでもね、ちょっと通常価格と違う買い取りがされておるのが多いなということです。だからこの売する場合でも、住民の財産を売る場合にですね、妥当な価格というのがあるかと思うんですけども、例えばさきほどの委員長報告を民間の山林を経営されておる皆さんが聞けばね、随分差があるんだなと思うわれると思います。その点は明確にしておかないとですね、値段が良かったからこれでいいんだという話ではないと思います。これから山林経営をしていくうえにあたってですね、これから国交省との交渉するにあたって、そういった詳しい情報を住民の皆さんにお伝えする責務が我々にはあるかと思うものですから、質問させていただきます。以上です。

議長

委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

さきほどの委員長報告の中でも触れさせていただきました、今回の町有林の支障木で、382万7,000円の収入が計上されておりますけれども、この妥当かどうかという議論と値段の問題については、二通りの視点の議論がございました。まず1つ目はですね、ここに単価表の現物がございます。これは委員からの請求で出されたものです。伐採補償料明細表という今回のですね、ものです。

この中で、特に具体的に議論された。私さきほど報告の中にあげた資料2枚目の桧1番というのはですね、例えばこれは2番のほうじゃないかな。具体的な議論になった例を一つだけ申し上げますと、胸高直径が33cm、1本で単価が9万410円です。この部分の桧は胸高直径5cmから、さきほどの33cmまでで7本で34万3,200円という補償が算定されています。これは委員の説明ではですね、これが森林組合と中部電力との協議の結果取り決めた単価であると、これだけの価値があるんだと、結局桧が全部で93本で260万円にもなっているわけです。森林組合と中部電力との協議したこの単価がこの場合組合員であり、賦課金も払っておられる町の補償



にも充当されたと、でこれは国交省の補償単価に比べて随分開きがある。国交省のほうが用対表、この間、前議会でこのような数字としては議論されたんでご記憶かと思いますが、相当な開きがありまして、これでは納得できないというその委員、高速道路の国交省の単価表は納得できないということが趣旨の議論であったわけです。

ところが、別な角度からは一般の民有林の補償ははるかに安い。町だけ、町というか森林組合員と町だけが非常に差のある補償をいただいておりますのは、町だけ考えればいいんでしょうけども、町民の利益を代表する役場としてはそれで平気なんかと、もっと早くからこういう情報を町民の皆さんに知らせて不利益を被らないように、町に比べてという趣旨の議論がございました。これについては担当課のほうではそうですか、そうですか、そうですかの、あれによりますとですよ、記録によると、そうですか、そうすかだけの繰り返しだけで、よくわかりましたということで終わってまして、一般の町民の補償単価については知らない、聞いてないということで、この辺についての議論は煮詰まりませんでした。

ですから、中部電力の補償単価が極めて高いと、それでこれは当然そうあるべきなんだと、国交省のが用対連の補償単価を使っている、それをこの少なくともここまで引き上げなあかんのだというご意見がございましたということを報告しておきます。

それと、もっと町民に、町の受けておる補償単価をこだけなんだということを、町民にもっと知らせるべきだという議論はございました。

次いで、有害鳥獣の駆除の議論についてですが、ご指摘のような猿が里に下りてこないように、そういう果実の餌になるような植樹をするようなことに力を入れるべきだと、ご意見であったかと思いますが、そういった議論は出ませんでした。ただ、これだけの多額ですね 130 匹も 260万円になりますね、この補正予算が承認されますと、これだけの費用を使うのだったらもっとほかの方法を、効果的な方法を研究すべきじゃないかと、で、研究しますということですので、ご指摘のようなご意見は多分聞いておられるね、担当課長は。研究されるんではないかと思います。

それから次に、お魚らんの訴訟費のこの補正予算が承認されなければ、9月28日の第2回の調停はできないんじゃないかというご質疑だったと思いますが、調停のザッとした中身と申立人人数等の説明があっただけで、基本的にはその翌日の議員説明会で報告会で、できる限り報告するというで終わっております。これはその議員説明会の前日でございましたもんですから、むしろ説明会のほうが詳しい報告はあったと私は考えております。

あと都市計画の、都市計画決定をするののメリット、デメリットですが、さきほど委員長報

告でさせていただいた都市計画区域指定と区域指定でない区域の大きな違いは、建築確認が要るから要らないかと、これはある人にとってはメリットであるでしょうし、デメリットの方も当然あるわけです。手間隙がかかりますし、経費もかかりますから、それをどうとらえるかはお人方、それぞれの考え方にもよってきます。

それと報告させていただいたように、紀伊長島都市計画区域内ではですね、線引きが行われてない。未線引地域です。それで市街化地域であるとか、調整区域であるとかという、いわゆるそういう線引きも行われておりませんので、本来の都市計画法の全体を定めているということではないという報告がございます。それ以上の説明は議論は出ておりません。ただ、紀伊長島だけやなしに海山区も含めて全町的に都市計画決定をすべきだという強い主張がございました。ただ、紀伊長島の場合も赤羽区域は赤羽地区入っておりませんので、長島に東長島、三野瀬地区だけですので、蛇足ながら付け加えておきます。

以上です。

## 議長

1 番 東篤布君。

### 1 番 東篤布議員

ありがとうございました。よくわかりました。

最後に確認の意味で3点だけ。いわゆるその単価の違いをですね、これは問題は用対連にあることも聞いて、それがそうなのかどうかは知りませんよ。ただ私はそういうふうに聞いておるといことです。だからその差異を縮めるためにもこの単価を用対連に持っていこうということで話があったように、ちょっと受け取ったんですけど、それで良いのかどうか。

だから、お宅はこういう単価をおっしゃるけど、国交省さん現実はどうなんですよということ資料を出そうという話になったやに、さきほどの説明で聞いたんですけど、そう受け取って良いのかどうかということ。

そして訴訟費につきましてですけれども、私は当然この前回説明受けました。よく理解したのは非公開だから詳しいことは言えませんということだけ理解しただけでして、先方さんの本当の真意とやらも我々には伝わってきておりませんし、私が聞いたのは移転補償費を出せという調停であったのに、本当はこのまま現状維持させていただいたら、今までどおり仕事をさせていただければ訴訟なんか取り止めますと、趣旨が違ってきたんだとこう報告を受けましたけれども、何も趣旨は変わってないでして、当初からおっしゃっておられる業者の皆さんの考え方は同じでなかろうかと思えます。であるならば、このように我々議会としても、町民としても

狸につままれたような状態ですね、28日の時間がないからだけの理由でこれ認めて良いのかなというような話があったやに聞きましたので、それだけ確認しておきます。

それともう一つは、最後にまぼろしの道の話がちょっと出たやに聞きましたですね。都市計画の図面、道路のあれがあるんだけど、実際にはそれはもう不可能になる。いわゆるまぼろしの道であると、その話が出たやに聞いてますけども、そのまぼろしの道を消して新たな都市計画を策定に入るといふふうを受け取ってよろしいのでしょうか。

以上です。

**議長**

北村委員長。

**産業建設常任委員長 北村博司議員**

再質問にお答えいたします。

立木の伐採単価の問題はですね、6月議会で用対連の補償単価の見直しを求める意見書は、あれ確か全会一致だったと思いますが、これ産業建設常任委員会からの委員会発議で出させていただいて、皆さんにご可決いただいたんです。そのときは要するに用対連の補償単価が不当に低いと、ですからあのときは中部電力の補償単価の議論、あのときもあったかと思いますが、それに比べて随分安いと、だからこの尾鷲桧の評価がもっと高いんだからということで、そういう趣旨の意見書の議決だったと思いますが。

今回出てきた、この町が補償を受ける側として出てきたのが、その森林組合と中部電力との協議の結果決めた。用対連よりも高いと、こういうことになろうかと思えます。ただ、今後町がですね、逆に町事業で買収、補償する立場になったときにどうなのかという点については、今回議論はございませんでした。それは随分微妙な問題であろうと思えます。

それから都市計画のまぼろしの道路の話ですが、さきほど委員長報告冒頭でも申し上げさせていただきましたが具体的には2つほど出ました。長島港海岸堤防道路、さきほど申し上げましたように赤羽川の河口あたり、長島橋のたもとから前浜まで現在ある防波堤、防潮堤の上を計画決定されておりますけれども、この堤防自体が極めて老朽化していて、あの上に都市計画街路建設すること自体、担当課長の実情にそぐわない。あるいは都市計画の中にあります260号線、旧、今は260号切り変えられておりますけれども、両郷橋のたもとあたりから呼崎地区を突っ切っている切り替え道路のバイパスの計画決定されておりますが、これについても実情にそぐわないということで、今後見直しを行う必要があるという認識を示されましたけども、今回予算計上されている関係はですね、そういう変更のため、計画変更のためのあくまでも基

礎資料です。今後そういう議論が出ようかと思えますけれども、今回の予算化は基礎資料収集、地価値段、土地の値段ですね、地価の分布とか事業所の数とか、そういった基礎資料の収集のためのおおむね5年に1回、県に提出するものであります。具体的な計画変更のための予算は今回は上がっておりません。以上です。

**議長**

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第70号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第72号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第73号 町道真谷線道路改良事業工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

どうも委員長ご苦労様でございました。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第3

議長

日程第3 議案第64号 政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第64号については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

#### 日程第4

議長

次に、日程第4 議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしと認めます。

賛成討論される方はありませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、この中にたくさんですね、今後の紀北町のことを考えるとですね、非常に良い予算が出てました。例えばRDFプラントのですね、予算は投じて修理する。これは大変で  
お金も要ることですけども、議員の皆さんからの質疑にお答えして、課長もしくは町長の答弁  
を聞いておりますとですね、今後また2つあるプラントを1つにしていこうとかですね、例  
えば海山町で40%は自己処分しておるけども、その部分だけカットしてダイオキシンを出さない  
ようにしようというような話も聞いておりますので、どうかこのRDFプラントに対しまして  
はですね、ただ予算を投じるだけでなく、今後の見通し、明るい見通し、ごみをゼロにして

いくんだと、旗こそ掲げてないけれども、私の意思はそうなんですと、こう町長がおっしゃった。当町としてはごみゼロを目指して、少しでもごみの減量化を図って非常に予算の必要なRDFプラントを1つにしていくんだという方向性が見出せたやに思います。是非これが一刻も早くですね、町民の皆さんのご協力いただいてダイオキシンの出ない、そういった施設にしていただくと同時にですね。予算のかからないように1カ所で回せるように早く要望して止みません。

これがRDFに関する私の考えでして、それから透析患者のことでございますけども、是非ひとつ要望するだけじゃなくて、当町はこうやって皆さんのですね、足を準備しておるんだと、その前向きに検討をしていくという町長のご答弁を聞いたように思いますので、どうか自分とこの町でですね、他所がやったからやるんだじゃなくて、他所に先駆けてうちは全国に先駆けてですね、やることによって国に対して上げていく要望書が重みを増すんではなかろうかと思っておりますので、それを強く要望して賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長

他に賛成討論される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

RDFのですね、フィルターにかかる予算については賛成をするものであります。このRDFのそのダイオキシンが出る最後の初めからわかっていたわけですけども、フィルターが悪いというのは、これが最後にまでズレ込んだということは、極めて遺憾ではありますけれども、避けて通れないものであるので賛成するものであります。

ただ、しかしながらですね、賛成するに当たって付記したいことは、ダイオキシンというのは人類が創り出した最強の猛化学物質であるので、これが初めに言いましたように集落の中につくられたということ自体が、もう基本的な大きな誤りであるので、ダイオキシンを一掃するという観点に立って、そうして財政再建の面からも今後の運営を十分考えてやっていただきたいと思っております。以上。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第65号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第5

**議長**

次に、日程第5 議案第66号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )



議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第 6

議長

次に、日程第 6 議案第 67 号 平成 19 年度紀北町老人保健特別会計補正予算（1 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 6 議案第 67 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第 7

議長

次に、日程第 7 議案第68号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 7 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第 8

議長

次に、日程第 8 議案第69号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第69号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第9

議長

次に、日程第9 議案第70号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第10

**議長**

次に、日程第10 議案第71号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第71号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第11

議長

次に、日程第11 議案第72号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第12

議長

次に、日程第12 議案第73号 町道真谷線道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第73号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第13

議長

次に、日程第13 請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

3番 近澤チツル君。

3番 近澤チツル議員

請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元」を求める請願書の賛成討論を行います。

義務教育国庫負担制度は、憲法と教育基本法に定められた教育の機会均等水準維持無償制の確保という、義務教育の根幹を保障するものです。国民の教育権保障への国の責任としてのこの国庫負担制度の後退は許されないものであります。

また、負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。これは国から地方への財政支出を削減する三位一体の改革によるものです。国の責任の後退と地方の負担増による教育条件への影響は明らかなものです。財政力で教育水準に格差が生じてはいけないということは、義務教育費国庫負担制度の精神そのものです。不足分を地方交付税で措置をするといっても、交付税そのものが大幅に減額されております。都市と地方で義務教育に格差が生まれることは許されるものではありません。負担率を2分の1に戻すべきです。

未来を担う子どもたちに行き届いた教育を保障することは、私たちに課せられた重大な課題です。議員各位のご賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

議長

他に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第13 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

---

#### 日程第14

議長

次に、日程第14 請願第3号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

日程第14 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

---

#### 日程第15



議長

次に、日程第15 請願第4号「『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第15 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

---

## 日程第16

議長

次に、日程第16 請願第5号 最低保障年金制度の実現を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

6番 北村博司君。

## 6番 北村博司議員

本請願について反対の立場から討論いたします。

正直申し上げまして、請願の趣旨そのもの大変理解のできるものでありますし、憲法第25条でしたでしょうか、国民の生存権を定めた規定に今の保障年金制度は問題があるという指摘は私も同感であります。ただ、さきほど委員長報告によりますとですね、紹介議員の説明では財源は無駄な経費を節減して生きる保障をするということで、具体的なご説明はなかったように、委員長報告では聞き取れました。

ただ、この請願者ですね、全日本年金者組合から出ておりますリーフレットずっと私今議会の初日から熟読させていただいていたんですが、今回この請願者が要望しておられる最低保障年金制度については、あと20兆円という表現がされていますね。あと20兆円あればできる、実現できるという主張が書いてございまして、その無駄な経費という中の一つにですね、無駄な公共事業をという筆頭に上がっているのが道路特定財源であると、これを一般財源化することで3兆4,322億円が生み出せる。ほかにもいろいろこう具体的に上げられておりますけれども、一つは道路特定財源の一般財源化を財源の大きな柱にしておられます。委員会ではそういう説明がなかったようですが、私はこれはこの議場に来て今定例会で頂戴したものです。

これ意味することはわからなくはないんですが、このあと追加提案されます委員会発議、私は提案者であります。産業建設常任委員長ですから、当然提案者になります。それが道路整備の税源確保を求める意見書というものでありまして、その趣旨は今の道路特定財源を道路整備のための財源と確保して、一般財源化するなという意見です。私は道路特定財源の一般財源化を反対する立場の意見書の提案者になります。その一方で、最低保障年金制度の確立のためのこのリーフレットによりますと、大きな柱になって、一般財源化して生み出すということを主張しておられますので、私はこれにこの請願に賛成することは、あとで上程されます意見書の提案者になる資格を失いますので、大変矛盾した立場になろうかと思えます。

そういった意味において、私はこの請願に賛成するわけにはまいりません。

以上の理由で本請願の採択に反対いたします。

## 議長

賛成討論される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

請願第5号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、町内の年金受給者の方々、この年金受給の削減や高齢者に対する高齢者控除の廃止、また医療費の増、生活そのものが大変厳しくなっている。そういう声が多く出ております。また無年金者の人は本当に言葉では言い表せないような厳しい生活状態でございます。少しこの高齢者のことを考えますと、すでに今日もレターケースに入っていたように、来年4月から発足するとされている後期高齢者医療制度、これは75歳以上のすべての高齢者が三重県では月平均6,500円程度と言われておりますが、保険料が徴収されます。また介護保険料と合わせると月額1万円以上の保険料が年金から天引きされることとなります。まさにお医者さんにかかれなような状況が高齢者の中に生まれてこようかと心配するものであります。

最低保障年金制度で高齢者の生活と命を守るこの制度、1日も早く実現するようこの最低保障年金制度というのは無条件で渡すわけではありませんが、実施になっては本当にいろんな条件が付いてこようかと思えます。しかし、この制度1日も早く実現するよう、この請願の趣旨に私全面的に賛成するという立場で、賛成討論に代えさせていただきます。

#### 議長

反対討論される方はありませんか。

5番 川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

請願第5号について、反対の立場で討論を行います。

教育民生常任委員会において紹介議員からご説明があり、さきほど委員長のご報告がありましたとおり可否同数、委員長のご判断で可とすることになったことが、さきほど委員長の報告のとおりでございます。この請願の問題には大きな問題があります。

と言いますのは、皆様ご存じのように年金を掛けない方も全国民、全員にこの年金の最低保障をせよということが大きな問題であります。やはり今現在では生活保護制度もあり、またやはり老後のことを考えてコツコツと年金を掛けている方もございます。またこの制度が設けられると、またニートの問題、やはりまたこの勤労意欲が失われるという、こういうような重大な問題もあり、財源の確保も不透明であります。やはりこの問題はもう少し議論を深めて、さまざまこの制度も設けることによって問題が起ってきます。やはりこの問題が起きる前に、問題をやはり続ける審議をする必要があると思えます。

よって、今回の請願第5号は、やはりもう少し議論のする必要があると思ひ、今回の請願においては反対いたします。議員の皆様には十分にお考えいただき、何とぞご理解のほど賜るようお願い申し上げます、私の反対の討論とさせていただきます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第16 請願第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第17

議長

次に、日程第17 請願第6号 透析患者への通院費用の特別支援を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

3番 近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

請願第6号 透析患者への通院費用の特別支援を求める請願書の賛成討論を行います。

透析患者の方々は、一度透析を始めると一生涯透析を受けないと命をつなぐことができません。一生涯週3日、月にしますと計13回、そして日々1回4時間余りの透析に苦勞しております。初めは自分で通院できても、病状が進み、必ず何らかの助けを受けないと通院ができない状態になります。病状も現状維持がベストで良くなることがなく、悪化を続けるのが透析です。医学的には明日何が起きても不思議ではないと言われております。

そういう状況の中で、せめて通院の費用の負担が少しでも軽くなり、安心して穏やかな日々を送ることを望まずにはおれません。私も6月議会でこの問題を一般質問で取り上げました。1日も早い実現を心から望んでおります。通院の援助を待っていた方が、6月から亡くなられたことも知っております。待たなしの援助が必要です。議員の皆様のご賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

### 議長

賛成討論される方はありませんか。

19番 奥村武生君。

### 19番 奥村武生議員

奥村であります。今年の4月にですね、尾鷲病院の車の駐車場のところでですね、車イスに乗られた紀北町の透析の患者さんの家族とお会いしたときにですね、今まで1万2,000円で済んだのがですね、月6万円を超えるこの運送輸送費となってしまったと、夫婦合わせて12~13万円の収入しかないなかで、この6万円を超えるようなですね、この運送輸送費については、これは何とかならないものかというふうに私は訴えを受けたわけです。そういうふうなことを聞きますとですね、これは当然議員としてですね、総力を挙げて取り組まなくてはならない問題であると私は感じ入った次第でございます。

しかしながら、この問題については私は全く勉強しておりませんでしたので、数ヵ月前に津生協病院にまいりまして、この介護保険法の改悪のことについて数時間にわたって教えていただき、帰ってきて何回か地元にも優秀なケアマネージャー井谷君というのがおりますので、彼とも十分細部まで詰めてですね現在に至った次第でございます。

この透析患者に限らずですね、例えば重病であって三重大なり、あるいは公立の病院へ行かなければならないのにもかかわらずですね、そのような運送費用が取れない人も多々あるわけ

です。こういうことも含めて、今後この運送輸送費をですね、全額町で負担すべきであるという、私の意思表示をするとともにですね、この請願について賛成するものでございます。

以上でございます。

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

なしと認めます。

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第17 請願第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

---

**議長**

ここで暫時休憩といたします。

50分から開催いたします。

(午後 2時 31分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 49分)

---

**議長**

本日、産業建設常任委員長から意見書案1件の提出がなされました。

また、さきほど請願案件が採択されたことにより、議員から意見書案3件が提出されました。

なお、内閣総理大臣が辞任されたことにより、送付先の閣僚が入れ替わることも考えられます。提出いたしました議案について、基本的には議決をいただく年月日や閣僚の氏名等記載して、案として上程するものでありますが、今回は新たな組織が決定してから送付を行うこととして、年月日、または閣僚の氏名を記載しないで議案として取り扱いをさせていただきたいと思えます。

議案として違法性はないという確認をいただいております。よろしくご了承をいただきますようお願いをいたします。

お諮りします。

この4件を日程に追加し、別紙のとおり追加議事日程として議案といたしたと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号ほか3件については日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり議題とすることに決定しました。

---

**追加日程第1**

**議長**

追加日程第1 意見書案第3号 道路整備の財源確保を求める意見書を議題といたします。

まず、提案者より提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

それでは追加上程されました意見書案第3号について、提案の趣旨並びに内容の説明をいたします。

これは私議員個人ではなしに、職名をもって提案者になっております。つまり産業建設常任委員会の全会一致の議決をもって発議しているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

道路整備の財源確保を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

おおむね趣旨としましてはですね、この東紀州地域全体の住民の念願、宿望であります命の道、通称命の道と言われております近畿自動車道紀勢線をはじめ、大変整備が遅れておる当地方の道路財源について、国並びに衆参両院あてに意見書を提出しようとするものであります。

内容については、朗読をもって代えさせていただきます。

道路整備の財源確保を求める意見書（案）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤である。活力があり、安全で安心できる国土の実現には、全国民共有の社会基盤である道路を計画的に整備・維持することが重要である。

昨年12月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、道路特定財源について道路歳出を上回る税収は一般財源化すると示されたところである。

しかしながら、道路特定財源が一般財源化され、道路事業費が縮減されれば本県のように道路整備が遅れている県は多大な悪影響を受けると懸念される。道路特定財源で整備されている近畿自動車道紀勢線の新直轄事業や直轄国道をはじめ県及び市町が整備・管理している国道、県道、市町道に充てられている年間450億円の道路特定財源が減額がされることとなれば、現下の厳しい町財政状況で日常管理すら困難となる。

よって、国においては、道路特定財源の見直しに当たって、地方の実情や意見を十分に踏まえ、道路特定財源については道路整備維持のための安定的財源として確保するとともに、遅れている地方の道路整備を地方公共団体が主体的に行うため、国の道路歳出を上回る道路特定財源については道路整備のための財源として確保し、一般財源化することなく、地方公共団体の配分割合を高めるなど、地方の道路財源を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 尾上 壽一



提出先につきましては、さきほど議長がお断り申しあげましたように、各省大臣等が今後変わる可能性がありますので、今回は職名だけを記しております。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・国土交通大臣・財務大臣

以上であります。よろしくご審議のうえ、全会一致をもってご可決賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

#### 議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

#### 議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

## 追加日程第2～追加日程第4

議長

続いて、追加日程第2 意見書案第4号から、追加日程第4 意見書案第6号までの3件については、提案者が同じであるため一括議題といたします。

まず、提案者より一括して提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

13番 島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

意見書案の趣旨と内容説明をさせていただきます。

意見書案第4号

平成19年9月21日

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 島 本 昌 幸

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 玉 津 充

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書（案）

趣 旨

義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等と教育の水準の維持向上を図るため設けられた義務教育費国庫負担制度を存続し、国庫負担率を2分の1へ復元されたい。

理 由

1. 義務教育諸学校教職員の給与費3分の1を国庫負担する義務教育費国庫負担制度が廃止され一般財源化されると、都道府県の財政力の差によって、義務教育の水準維持・向上に支障が生じる。
2. 地方分権の名のもとに、財政緊縮と効率を優先する考え方は、地方に多大の負担を求める結果となり、教育基本法の教育の機会均等、教育行政の責務の精神や同制度の基本理念の否定につながりかねない。
3. 今後、負担率が削減されたり、制度が廃止されれば、市町村費の一層の負担過重につながる。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成19年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 尾 上 壽 一

提出先

内閣総理大臣 様

外 務 大 臣 様

少し補足説明をさせていただきます。

2002年度から、地方分権や構造改革を理由に義務教育国庫負担制度について、全体の見直しが政府から提起されており、同制度の存続の危機的な状況が続いています。義務教育費国庫負担金は年々縮減されており、2004年度からは退職手当、児童手当も一般財源化され、教職員の給与費のみとなっています。2005年11月30日、政府は義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針のもと費用負担について小中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施するとあります。

これに対して中教審では、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、負担率2分の1の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきであると答申しております。義務国庫負担制度が廃止され、一般財源化されますと、都道府県の財政力の差によって義務教育の水準維持・向上に支障が生じる。今後負担率が削減されたり制度が廃止されれば地方自治体の一層の負担過重につながるものと考えられます。

続きますして

意見書案第5号

平成19年9月21日

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 島 本 昌 幸

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 玉 津 充

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」  
を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）

## 趣 旨

義務制、高校次期定数改善計画を策定し、国が定める学級編制の標準を引き下げ、30人学級を実現し、教育予算を増額すること。

## 理 由

少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが落ち着いて学校生活にとりくめるようになった」「一人ひとりにきめ細やかな指導ができるようになった」「子どもが意欲的にとりくんでいる」といった保護者・教職員からの声が多くあります。しかし、下限の制約があり、一部の学級は依然として30人以上のままです。

学校での学習形態は多様化しており、「学び」に応じた学習空間が必要です。また、安心・安全で快適な生活空間としての学校も必要です。早急な耐震補強対策とともに、エアコンの設置やバリアフリー仕様等、施設・設備の整備が求められています。

教育予算全体で言えば、GDP総額のうち教育機関への支出がOECD加盟国の平均6.1%に対して日本は4.7%となっています。しかしながら、政府は「構造改革」の名のもと財政再建を進めるとして教育予算を削減しつつ、本来実施されるはずの定数改善計画も見送られています。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にされた教育を進めるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の増額が必要です。国は、30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画を早急に策定し、実施することが重要です。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 尾 上 壽 一

提出先

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

2005年度より、小学校1、2年生の30人学級に引き続き、中学校1年生で35人学級が実施されております。また、各自治体の判断のもと、各学校の裁量による学級編制の弾力化も可能となっています。少人数学級調査では1学級の人数が減少することで大きな効果があるとの声

多く、少人数学級を実施することで子どもたちが落ち着いて学校生活にとりくめるようになった。一人ひとりにきめ細やかな指導ができるようになったといった効果や、子どもが意欲的に学習に取り組んでいるとの保護者の声も報告されております。

保護者・教職員から、少人数学級の拡大を要望する声が非常に大きいですが、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定は見送られたままで、高校次期定数改善の計画は同様であります。県独自で定数を改善することは非常に厳しい状況であります。

よって、このことを国に求めるものであります。

最後に、

意見書案第6号

平成19年9月21日

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 島 本 昌 幸

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 玉 津 充

「『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める  
意見書（案）

趣 旨

子どもたちが安心して学校に通い、学校の安全が保たれた中で学校教育が行われるよう、  
「学校安全法」を策定いただきたい。

理 由

近年、学校への「不審者」の侵入による殺傷事件、震災や大雨などによる自然災害、0  
157をはじめとした健康被害、通学路での誘拐事件など、学校内外で子どもたちが被  
害者となるさまざまな事件や事故が発生しています。

これらのように学校の「安心・安全」が脅かされる事態は、子どもの成長や学びにと  
って重大な支障となりつつあります。子どもや教職員が安心して学習、教育活動を営め  
るように、学校の環境を整えていくことが求められます。

そのためには、まず学校の安全な環境の整備を進めていくための法的整備が必要です。

国や行政の役割・責任、財政上の措置、学校、家庭、地域、関係機関等のそれぞれの役割、学校の安全の最低基準等基本的な措置を明記した「学校安全法」（仮称）を国が策定することが緊急の課題です。そして、被害を未然に防止したり、実際に起こった場合には被害拡大の防止、被害者の精神的なケアを行うなど、学校内外が協働して総合的な学校の安全対策を進めていくことや、そのための条件整備も必要です。

三重県議会では、昨年3月、「犯罪から子どもを守るための決議」が採択されました。そこには「学校ボランティアへの積極的な参加の推進」「路線バス等を利用した通学時の安全確保」「不審者等に関する情報の共有体制の充実」を実現し、「子どもを犯罪から守るための総合的な対策」をとることが県に求められています。

以上をふまえて、『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を強く切望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年 月 日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 尾 上 壽 一

提出先

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

9月20日、昨日ですが、午前7時20分ごろ、山形県南陽市で8人の児童が学校まで4キロの道のりを徒歩で集団登校していた列へ車が突っ込んで、10歳の児童が死亡、11歳児童が重症の痛ましい事故が起きております。近年、子どもの登下校時をねらった犯罪や学習塾内での犯行など、子どもの日常生活をとりまく環境は多様な危険にさらされており、きわめて深刻な状況にあります。

一昨年、全国において未遂を含め、13歳未満の子どもが被害にあった件数は、殺人事件105件、強姦事件72件、強制わいせつ事件1,384件にも達し、子どもをめぐる犯罪はきわめて異常、かつ憂慮すべき状況にあります。加えて三大地震の発生も危惧されております。1日のほとんどを園・学校で過ごす子どもたちが、安心・安全に学ぶことができるよう、『学校安全法』（仮称）の制定をはじめとした総合的な学校安全対策を国に求めるものであります。

以上、意見書案3件慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑を行います。

意見書案第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める

意見書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

以上で質疑を終わります。

次に、意見書案第5号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

6番 北村博司君。

## 6番 北村博司議員

提出者議員にお尋ねをいたします。

ちょっと私、請願を見たときからちょっとこれわかりにくい表現、表題やなど、まず感じたわけです。義務教育諸学校および高校次期定数、次期定数改善計画という言葉は、高校だけにかかっているのか、その前の義務教育諸学校にもかかっているのか、この点はちょっとわかりにくい。高校のと入れれば、および高校のと入れれば混同しなくていいんですが。

それから、次に趣旨と理由の中に、義務制、高校次期定数改善計画で、これもわかりにくいですね。これやっぱり表題どおり義務諸学校とすべきで、義務制というと高校が義務制にというような読み違いもしてしまいますんで、この辺はどう考えになるか。

請願そのものは請願者が出されるものですから、議会いじるわけにはいきませんが、これは議会が議決するものですから、その辺のお考えをお聞きしたい。

それからもう一つ、本文の理由の中ほどにエアコン、これは日本語英語で、なるべくこういう言葉はつかわないようにというのは、学校でも取り組んでいると思いますので、エアコン、通称エアコンと言いますが、これは空気調整機という意味だろうと思います。あるいは冷暖房機とかちゃんとした日本語があるんで、この辺を改められたらいいかと思いますが、提出者のお考えをお聞かせください。

## 議長

13番 島本昌幸君。

## 13番 島本昌幸議員

北村議員の質問にお答えいたします。

義務教育諸学校というのは、義務教育をされている小学校と中学校のことです。

それで定数改善計画というのは、現在小学校・中学校では第6次・第7次を実施しております。

それから高等学校もありまして、高等学校は第5次・第6次を実施しております。

平成17年度から5年間を見通した計画でして、児童・生徒減に伴う教職員の減少数、順減分を1万人程度増員する計画なんですけれども、いまだ見直されたままでございます。

それとエアコンなんですけど、昨年までは都市においてはやはり夏場も暑いだろうし、空調設備を要するであろうけれども、この地方ではエアコンまでは要らないんじゃないだろうかということで、昨年までは削除されておったんです、エアコンは。それで今年の常任委員会では特にその中の文面をそのまま特に審議というのですか、質問がなかったので、そのままエアコンも記載させていただいたんですけれども、エアコンで拙かったら空調設備とか。

それと前回の私の一般質問でもありましたんですけれども、学校関係は避難所になってますので、1カ所ぐらいはその夏場避難所になった場合の空調設備を付いておってもいいんじゃないだろうかという考えで、そのまま記載させていただきました。

以上です。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

いやいや、私が申し上げておるのは、特にエアコンの場合はそれが常任委員会にそのままになったから上げたこと自体どうか言っていないんで、エアコンはやっぱりちゃんとした日本語があるんだから、日本語に改めてはどうかと申し上げておるのと。

もう一つ、趣旨と理由の中にある義務制および高校次期、義務制というのはやっぱり見出しどおり義務教育小学校というふうに改めないで、義務制および高校というのは、これちょっと、これだけ切り取ると意味不明ですね。義務教育小学校とちゃんと表題にあるんですから、そのとおり本文に私は書くべきだろうと思いますよ。私のお尋ねしている趣旨おわかりいただきました。ですから、それについてのご答弁いただきたいと思います。2点です。エアコンはちゃんと日本語で改めてはどうかということと、義務制というのは表題どおりの表現に改めてはどうかということです。以上です。

**議長**

13番 島本昌幸君。

**13番 島本昌幸議員**



お答えいたします。

文字を変えていいんかどうかですけど、義務制の小中学校、それから義務制の高等学校ですね。

**6番 北村博司議員**

いやいや、義務教育諸学校でいいんじゃないですかということです。

**13番 島本昌幸議員**

わかりました。すみません。30人学級を柱にした義務教育諸学校および高校次期定数改善計画の策定、趣旨の冒頭にその義務制というのがありますので、これを義務教育諸学校というように書き替えるというのか、差し替えをさせていただきたいんですけども。

義務制ね。理由の本文の下から2番目、国は30人学級を柱にした義務制およびというところを、義務教育諸学校および高校次期定数改善計画というように。それでよろしいでしょうか。

そしたら議長に変更を提出させていただきます。

---

**議長**

ここで暫時休憩いたします。

50分から開催いたします。

(午後 3時 20分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 22分)

---

**議長**

ただいま提出者より義務制のところを、義務教育諸学校、趣旨のすぐ下のところですね。

それから意見書提出しますの、その上の上のところの義務制もですね、義務教育諸学校に変更したいとの申し出がありました。

これを許可したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

それでは意見書案第5号について、ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

議長

次に、意見書案第6号「『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

議長

これより、討論、採決を行います。

追加日程第2 意見書案第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長

次に、追加日程第3 意見書案第5号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高校次  
期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長

次に、追加日程第4 意見書案第6号 「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合

的な学校の安全対策」を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたします。

---

**議長**

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る9月11日の開会以来本日まで、11日間にわたり町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、このあと閉会の宣言ができますことは、議長として、誠に喜びにたえません。

今回、提出されました議案は、一般会計・特別会計・企業会計合わせて約4億7,000万円に及ぶ膨大な補正予算をはじめ、条例の改正、工事請負契約の締結の件、同意人事に関する案件など、多数に上りました。このほか各種の請願等いずれも重要な案件でありましたが、議員各位の終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものと考えます。これもひ

とえに町民の皆様への町政に対する深い関心とご協力によるものでありますが、特に議員の皆様方が本当に町民のための町政を実現させるために熱誠を傾け、精魂を尽くされたお陰であると深く感謝している次第であります。

このほか、諸案件を審議するために決算特別委員会が設置されたわけではありますが、今後においても委員会での委員各位の慎重なるご審議を望むものであります。

また、町長はじめ理事者各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって、審議に協力されましたご苦勞に対しまして深く敬意を表しますとともに、特に本予算の重要性に思いをいたされ、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分尊重せられ、執行にあたっては周到なる注意を払われ、今後の施策のうえに反映されますことを強く要望する次第であります。

なお、私は皆様の暖かいご理解とご支援のもと、ようやく議長としての重責を果たしてまいりましたが、生来の未熟なため、常に皆様に対しご迷惑をおかけし、また礼儀を失することも多かったと存じますが、この場をおかりいたしまして、町民の皆様はじめ、議員、理事者並びに職員から賜りました日々のご厚情に対して心からお礼を申し上げますとともに、数々のご無礼に対しまして、深くお詫びを申し上げる次第であります。

これから秋も深まり、議員各位におかれましては何かとご多忙のことと存じますが、このうえともにご自愛くださいまして、町政の積極的推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げますとともに、今会期中に賜りました議員、理事者並びに報道関係各位のご協力に対しまして、心よりお礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。

ここで定例会閉会にあたって、奥山町長よりご挨拶がありますので、よろしくお願いを申し上げます。

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

それではお許しを得まして、一言ご挨拶申し上げます。

9月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る9月11日に開会されましたこの度の町議会定例会におきましては、平成19年度各会計補正予算をはじめ、提案いたしました11議案、3件の報告につきまして、終始熱心にご審議いただき、いずれも原案のとおりご可決賜りまして、誠にありがとうございました。

また、会期中、休会の14日に開催させていただきました議員説明会におきましては、大雨、洪水警報が発令されている中、全員のご出席を賜りありがとうございました。町政には早急に

対応しなければならない課題が山積しておりますが、この会期中に議員の皆様から賜りました貴重なご意見、ご提案につきましては、再度担当からヒアリングを行い、今後の町政を副町長、収入役、教育長はもとより職員と一丸となって取り組んでまいる所存でございます。

この度、決算特別委員会委員になられた議員の方につきましては、今回上程いたしました6件の認定につきましてお忙しい中、ご審議していただくことになろうかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈りするとともに、今後ともより一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 議長

どうもご静聴ありがとうございました。

それでは、これにて平成19年9月紀北町議会定例会を閉会します。

どうも皆さん、ご苦勞様でございました。

ありがとうございました。

(午後 3時 31分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 11月 30日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 世古勝彦

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 中村健之